

# 入札説明書

【電子入札システム対応】

令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務

令和7年6月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和7年6月13日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

#### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 【電子入札システム対応】令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所  
電力消費量計測機器設置・データ収集業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 仕様 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

#### 2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「情報処理」、「建物管理等各種保守管理」又は「調査・研究」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 平成27年4月1日から令和7年7月22日（提案書提出期限）までに、事業用建物（例：工場、研究所、事務所、店舗、倉庫）における設備や分電盤の電力量を計測する業務（電力量を計測できる機器の設置及びデータのシステム連係を行うもの）の実績（元請けとして受注した実績）があること。

#### 3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 4. 電子入札システムの利用

本件調達には電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙1）を8.（1）①に示す期限までに提出すること。提出は、書面の持参若しくは郵送又は電子メールによること。

#### 5. 入札及び開札の日時及び場所

令和7年8月1日（金）11時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1階 第1会議室

（茨城県つくば市小野川16-2）

#### 6. 現地確認

- (1) 現地確認を希望する場合は、日程調整を要するため可能な限り早めに（遅くとも令和7年7月1日（火）までに）[chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp) あてメールを送信すること。なお、件名等は次のとおりとすること。また、メール送信後、後記19.の担当部署（以下「担当部署」という。）あて電話し、受信を確認すること。

①件名：「令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務に係る現地確認希望」

②本文：社名、担当者氏名、電話番号、来所者人数、現地確認希望日時（※）

※令和7年7月8日（火）までの日程で第5希望まで記載すること。なお、時間については10時00分から正午まで、13時00分から17時00分までのうち2時間の枠とする（現地確認の時間は2時間以内とする）。また、複数の者から現地確認希望の申し出があった場合、希望者ごとに確認日を設ける。

(2) 以下の記載事項について了承の上、現地確認に参加すること。

①現地確認においては、当研究所職員の指示に従うこと。なお、現地確認により当研究所が損害を被ることが明らかである場合、その他必要があると認める場合には、現地確認の中止を求めることがある。その場合、中止された現地確認を再度行うことはない。また、当研究所は、現地確認参加者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合には、その費用を当該参加者に負担させる場合がある。

②現地確認に要する費用は、現地確認参加者が負担すること。なお、参加希望者がいない場合、現地確認は行わない。

③現地確認において、業務内容の質問には応じない。なお、質問がある場合は、後記7を参照の上、質問書を提出すること。

④現地確認中の事故を防ぐため、自己責任において安全対策を講じること。

## 7. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書（契約書案（別紙5）含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（指定様式（※））を提出すること。

※入札公告6. に記載のページからダウンロードすること。

①提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年7月8日（火）16時00分まで。

②提出方法：電子メールによる送付とする（送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、メール送信後、後記19. の担当部署あて電話し、受信を確認すること。また、電子メールの件名は「『令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務』に関する質問」とすること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和7年7月16日（水）10時00分から  
令和7年8月1日（金）11時00分まで。

②閲覧場所：当研究所HP上（入札公告6. に記載のページに掲載する。）

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

## 8. 入札参加資格証明書類の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1) 及び(6) の証明書類を次に従い提出すること。なお、(6) については、当該実績が把握できる書類（例：契約書（仕様書、設計図書等含む）の写し）を提出すること。

①提出期限：令和7年7月22日（火）16時00分

②提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。

なお、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（送付先：chotatsu@nies.go.jp）による電子データの提出も可とする。

ただし、電子入札システムまたは電子メールによるデータ送信後、担当部署あて電話し、受信を確認すること。

また、電子メールの場合、件名は「『令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務』に係る書類の提出」とすること。さらに、パスワードによる保護を行う等、個人情報の漏洩がないよう十分に留意すること。

※提出された書類については返却せず、入札参加資格の確認のみに利用すること。

(2) (1) のとおり提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連

絡をする。

- ・入札日及び開札の2営業日前16時00分

## 9. 入札及び開札

### (1) 電子入札の場合

- ① 8. (1) ①の日時までには、電子入札システムの証明書等提出画面において、2. (1) 及び(6)の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ② 5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
- ③ 入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力すること。
- ⑤ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥ 入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦ 事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧ 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (2) 紙入札の場合

- ① 入札書(別紙2)には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数(第○回)を記載すること。
- ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③ 入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥ 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑦ 新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数(○回目)を記載して書留郵便(配達証明付)により、次に従い郵送すること。  
提出期限：令和7年7月31日(木) 16時00分
- ⑧ 入札参加者は、代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)をして入札させるときは、その委任状(別紙3、4)を持参させなければならない。
- ⑨ 入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩ 開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑪ 入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ⑫提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 10. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

#### 11. 落札の決定

本入札説明書2. の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留の上、低入札価格調査を実施することとし、落札者となるべき者はこの調査に応じなければならない。低入札価格調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 12. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

#### 13. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書(別紙2)の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

#### 14. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価(単価を示すことができないものについては、その価格)についてその単価を証明する書類を添付すること。
- (2) 内訳書は返却しない。

## 1 5. 契約書等の提出

- (1) 落札者は、契約書案（別紙5）により、契約書を作成及び記名押印の上、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。なお、当該契約書案の記載内容に質問等がある場合は、前記7.により質問書を提出すること。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 1 6. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

## 1 7. 入札結果及び契約情報の公表について

### ① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

### ② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

#### 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### 3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

#### 4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

## 1 8. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30)

Email: [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

19. 提出書類送付先 (担当部署)

〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2321

E-mail [chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp)

(別紙1)

年 月 日

## 紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙2)

# 入札書

金 \_\_\_\_\_ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

# 入札書

【注意】仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

金 \_\_\_\_\_ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代表者名 代表取締役□□□□

<（復）代理人◎◎◎◎>

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり  
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年6月13日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

## 記

- 本入札に係る一切の権限
- 1.の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和7年6月13日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

## 記

### 1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙5)

## 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所電力消費量計測機器設置・データ収集業務
2. 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和8年3月31日まで
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者 (再委託等先が乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下同じ。) に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書 (別紙) を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に

該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

#### （違約金）

第 10 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第 11 条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 乙は、別添仕様書に記載された業務が全て完了し、前条の検査に合格したときは、甲に契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した日から 60 日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

TEL：

E-mail：

(別紙6)

## 暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(参 考)

#### 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について  
本調達に関する質問回答書は当研究所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について  
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。  
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
  - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
  - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を經由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所  
電力消費量計測機器設置・データ収集業務
- 2 期 間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）本構内施設

### 4 業務概要

本業務は、NIESの指定する研究棟（研究本館Ⅰ、研究本館Ⅲ、植物実験棟、環境リスク研究棟。以下まとめて「対象研究棟」という。）において、各部屋の電力消費量を計測するために機器を設置し、NIES指定のサーバーまでデータをアップロードするものである。

### 5 業務内容

請負者は、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を遂行すること。

#### (1) 対象研究棟の調査業務

図面をもとに対象研究棟の実地調査を行い、NIESが指定した計測点の配線ルート、ブレーカーサイズ、系統名などの情報に誤りがないか整理をする。実地調査は、平日9時～17時の内に行うものとし、必要に応じてNIES担当者も立ち会う。なお、調査に当たる作業員は分電盤の調査においては第二種電気工事士又は低圧電気取扱業務の特別教育修了者、キュービクルの調査においては第一種電気工事士など、業務内容に応じた有資格者を配備すること。

#### (2) 計測機器設置・データ収集の設計業務

NIESの指定する計測点（別紙図面）について、5(1)の調査結果も踏まえ、電流、電圧及び電力量のデータをリアルタイムで収集するための機器を選定し、その配置・設置計画を策定する。なお、設計における留意点は以下のとおり。

- ・ 計測機器は原則対象の分電盤内に格納することとするが、分電盤内のスペースの制約又は設置作業その他の安全性確保の観点等で盤内設置が困難な場合には、必要最小限の範囲で分電盤を改修し、盤外に設置することも可能とする。ただし、分電盤の改修やシステムの盤外設置に際しては、位置、工法その他について予めNIES担当者の確認を得るものとする。
- ・ 計測機器・データ収集装置への電源供給が必要な場合は、NIES担当者との協議の上、電源を供給する場所・位置を決定すること。
- ・ 計測は原則1分ごとに行うこと。データのアップロード先についてはNIESが指定する。
- ・ 所内でのデータ通信は、無線又は有線により行うことを前提とする。測定点ごとの接続形式は別添図のとおり。  
なお、無線を用いたデータ通信に際してはNIESが提供する無線LANアクセスポイント（非公開ネットワーク（ステルスSSID））

を利用するものとし、請負者による新規無線 LAN アクセスポイントの設置は認めない。有線での接続を行う場合に必要となる LAN ケーブルやルータ等の機器の手配等は本業務に含む。

- ・ 所外へのデータ通信において通信料を必要とする場合には、NIES が負担することを前提に計画を策定すること。

なお、配置・設置計画の策定においては、測定データの精度が十分確保できることを前提に、電圧を複数の計測点を代表する箇所  
で測定することも可能とする。その場合の電力量は、計算式を用  
いて算定してよいが、用いる計算式並びに電圧及び力率の設定に  
ついては、予め NIES 担当者の確認を得るものとする。

### (3) 計測機器設置・データ収集の設置計画策定業務

5(2) で設計した内容を基に、NIES 担当者及び対象とする研究棟  
の関係者と予め協議のうえ、設置計画を策定する。計画策定にお  
いては、設置作業は、原則平日 9 時～17 時に行うものとする。

### (4) 計測機器設置・データ収集の設置業務

5(3) の計画に沿って、請負者の負担により所要の機器等を手配  
し、計測機器設置・データ収集を行う。なお、本業務には、デー  
タ収集に際して必要となるネットワーク機器・装置等の設置・配  
線も含む。また本業務にて設置した機器の所有権は NIES に帰属す  
る。

## 6 ネットワークのセキュリティ要件

- ・ 取り扱う情報について、NIES が不要と判断する場合を除き、通  
信や保存されるデータ等に適切な暗号化を実施すること。
- ・ システムやアプリの脆弱性等の情報を収集し、影響度を判断の  
上、セキュリティパッチや設定変更可否判断および対処の実施  
を行うこと。対処内容については、事前に NIES に報告すること。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出す  
るものとする。

- (1) 業務結果報告書一式（冊子体 1 部、CD-R 又は DVD-R の電子  
媒体 1 部）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達  
の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基  
き定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」  
という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担  
当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表  
示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に 係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

#### 9 検 査

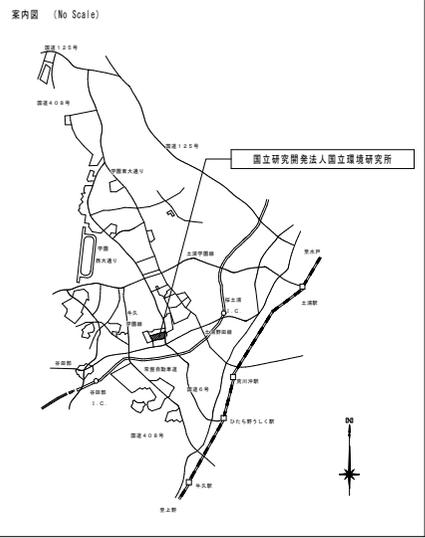
本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11 そ の 他

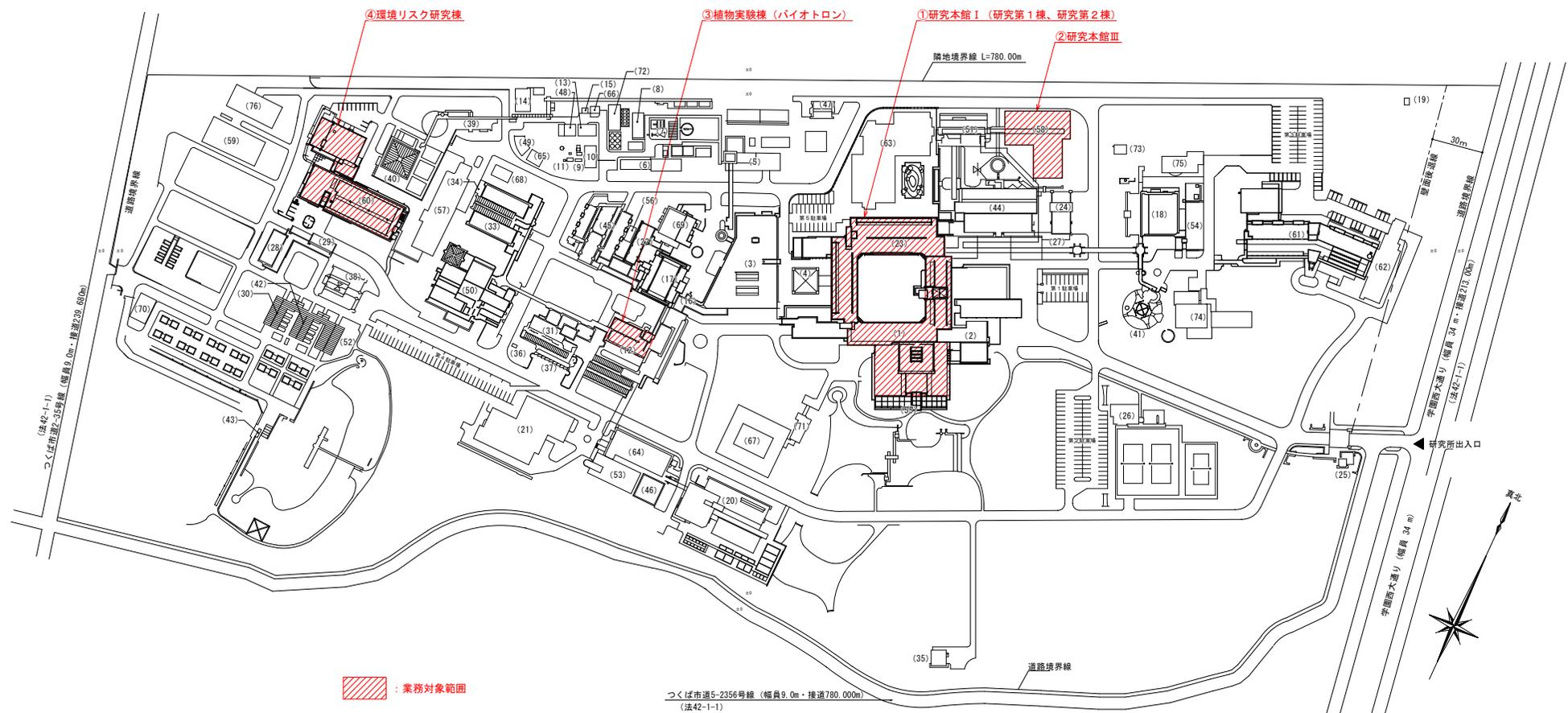
請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。



構内配置図 1/2,500

番号	種名称	番号	種名称	番号	種名称
( 1 )	研究本館Ⅰ(旧研究棟)	( 31 )	土壌実験棟	( 59 )	旧特高実電棟
( 2 )	管理棟	( 32 )	大気化学実験棟	( 60 )	環境ホルモン総合研究棟
( 3 )	共通設備棟	( 33 )	特殊計測棟	( 61 )	地球温暖化研究棟
( 4 )	ワークショップ	( 34 )	特殊計測棟(増築部)	( 62 )	地球温暖化研究棟(増築部)
( 5 )	ポンプ室	( 35 )	大気モニター棟	( 63 )	環境、廃棄物研究棟
( 6 )	電機室・分析室	( 36 )	ポンプ室	( 64 )	環境生物保存棟
( 7 )	電機室・プロウ室	( 37 )	土壌実験棟	( 65 )	コンテナ置場
( 8 )	貯液室・凍注室	( 38 )	生態系研究フィールドⅠ	( 66 )	廃液置場、ポルト廃液処理場、倉庫
( 9 )	貯液室・凍却室	( 39 )	一般実験棟水処理施設棟	( 67 )	環境計測タイムカプセル棟
( 10 )	凍却室	( 40 )	一般実験棟水処理施設棟	( 68 )	集約倉庫
( 11 )	排風機室	( 41 )	大気汚染実験棟	( 69 )	ナノ粒子健康影響実験施設
( 12 )	生物環境計測実験施設(旧植物実験棟)	( 42 )	ガラス温室露地棟	( 70 )	エコフィールドデモ倉庫
( 13 )	取水機置場	( 43 )	倉庫	( 71 )	野生動物検疫施設
( 14 )	農業用活性炭その他貯蔵庫	( 44 )	研究本館Ⅱ(旧倉庫棟)	( 72 )	倉庫
( 15 )	空ビン置場	( 45 )	動物2棟	( 73 )	液体培養管理棟
( 16 )	ボスベス	( 46 )	アクト・フリースペース	( 74 )	電算機・検査棟
( 17 )	動物実験棟	( 47 )	危険物倉庫	( 75 )	エコフィールド材料保存庫
( 18 )	大気化学実験棟	( 48 )	凍却炉室	( 76 )	特高実電棟
( 19 )	ガス減圧室	( 49 )	スラッジ置場	( )	( )
( 20 )	水環境実験施設	( 50 )	生物系実験施設(旧植物2)	( )	( )
( 21 )	水質水理実験棟	( )	( )	( )	( )
( 22 )	中動物棟	( 51 )	環境検疫研究棟(旧観音実験棟)	( )	( )
( 23 )	研究本館Ⅱ(旧共同実験棟)	( 52 )	中動物棟	( )	( )
( 24 )	研究本館Ⅰ(旧研究棟2)	( 53 )	温室2棟	( )	( )
( 25 )	守衛所	( 54 )	環境生物保存棟1	( )	( )
( 26 )	運動場更衣室	( 55 )	大気共同実験棟	( )	( )
( 27 )	自転車置場	( 56 )	ディーゼルエンジン排気発生装置	( )	( )
( 28 )	農務員舎	( 57 )	環境遺伝子工学実験棟	( )	( )
( 29 )	土壌置場	( )	( )	( )	( )
( 30 )	温室	( 58 )	研究本館Ⅱ棟(共同実験棟2棟)	( )	( )

番号	種名称	番号	種名称	番号	種名称
( 1 )	研究実験棟	( 31 )	土壌実験棟	( 61 )	地球温暖化研究棟
( 2 )	管理棟	( 32 )	大気化学実験棟	( 62 )	地球温暖化研究棟(増築部)
( 3 )	共通設備棟	( 33 )	特殊計測棟	( 63 )	管理、廃棄物研究棟
( 4 )	ワークショップ	( 34 )	特殊計測棟(増築部)	( 64 )	環境生物保存棟
( 5 )	ポンプ室	( 35 )	大気モニター棟	( 65 )	コンテナ置場
( 6 )	電機室・分析室	( 36 )	ポンプ室	( 66 )	廃液置場、ポルト廃液処理場、倉庫
( 7 )	電機室・プロウ室	( 37 )	土壌実験棟	( 67 )	環境計測タイムカプセル棟
( 8 )	貯液室・凍注室	( 38 )	生態系野外施設管理棟	( 68 )	鳥獣管理棟
( 9 )	貯液室・凍却室	( 39 )	管理計測棟	( 69 )	ナノ粒子健康影響実験施設
( 10 )	凍却室	( 40 )	一般実験棟水処理施設棟	( 70 )	エコフィールドデモ倉庫
( 11 )	排風機室	( 41 )	多目的実験棟	( 71 )	野生動物検疫施設
( 12 )	植物実験棟	( 42 )	ガラス温室露地棟	( 72 )	倉庫
( 13 )	取水機置場	( 43 )	倉庫	( 73 )	液体培養管理棟
( 14 )	農業用活性炭その他貯蔵庫	( 44 )	倉庫棟	( 74 )	電算機・検査棟
( 15 )	空ビン置場	( 45 )	動物2棟	( 75 )	エコフィールド材料保存庫
( 16 )	ボスベス	( 46 )	アクト・フリースペース	( 76 )	特高実電棟
( 17 )	動物実験棟	( 47 )	危険物倉庫	( )	( )
( 18 )	大気化学実験棟	( 48 )	凍却炉室	( )	( )
( 19 )	ガス減圧室	( 49 )	スラッジ置場	( )	( )
( 20 )	水環境実験施設	( 50 )	植物2系音楽実験棟	( )	( )
( 21 )	水質水理実験棟	( 51 )	共同実験棟	( )	( )
( 22 )	中動物棟	( 52 )	温室	( )	( )
( 23 )	研究本館Ⅱ	( 53 )	系統微生物棟1	( )	( )
( 24 )	倉庫	( 54 )	大気共同実験棟	( )	( )
( 25 )	守衛所	( 55 )	系統微生物棟2	( )	( )
( 26 )	運動場更衣室	( 56 )	ディーゼルエンジン排気発生装置	( )	( )
( 27 )	自転車置場	( 57 )	環境遺伝子工学実験棟	( )	( )
( 28 )	農務員舎	( 58 )	研究本館Ⅱ棟(共同実験棟2棟)	( )	( )
( 29 )	土壌置場	( 59 )	旧特高実電棟	( )	( )
( 30 )	温室	( 60 )	環境ホルモン総合研究棟	( )	( )

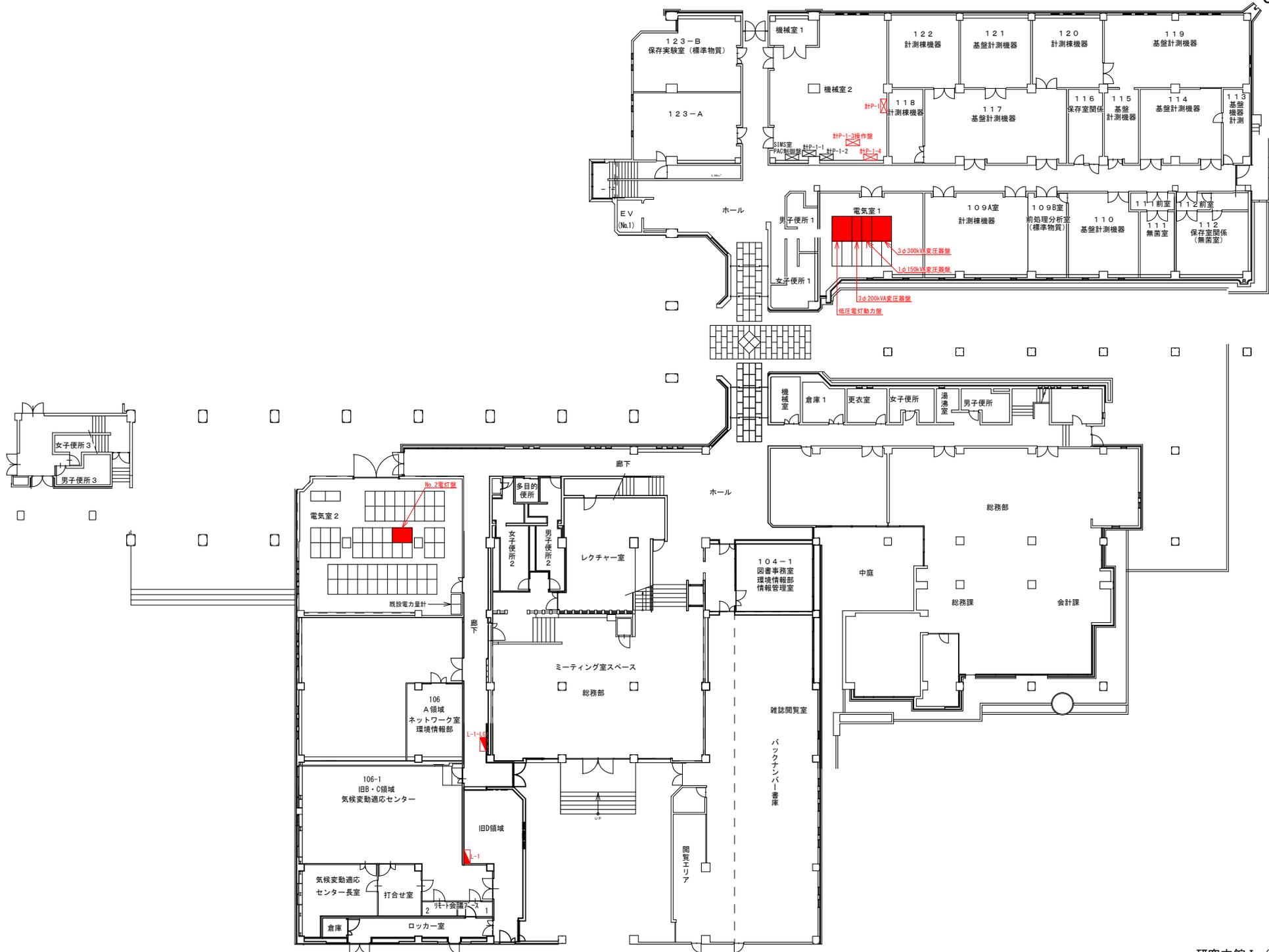


■ : 業務対象範囲

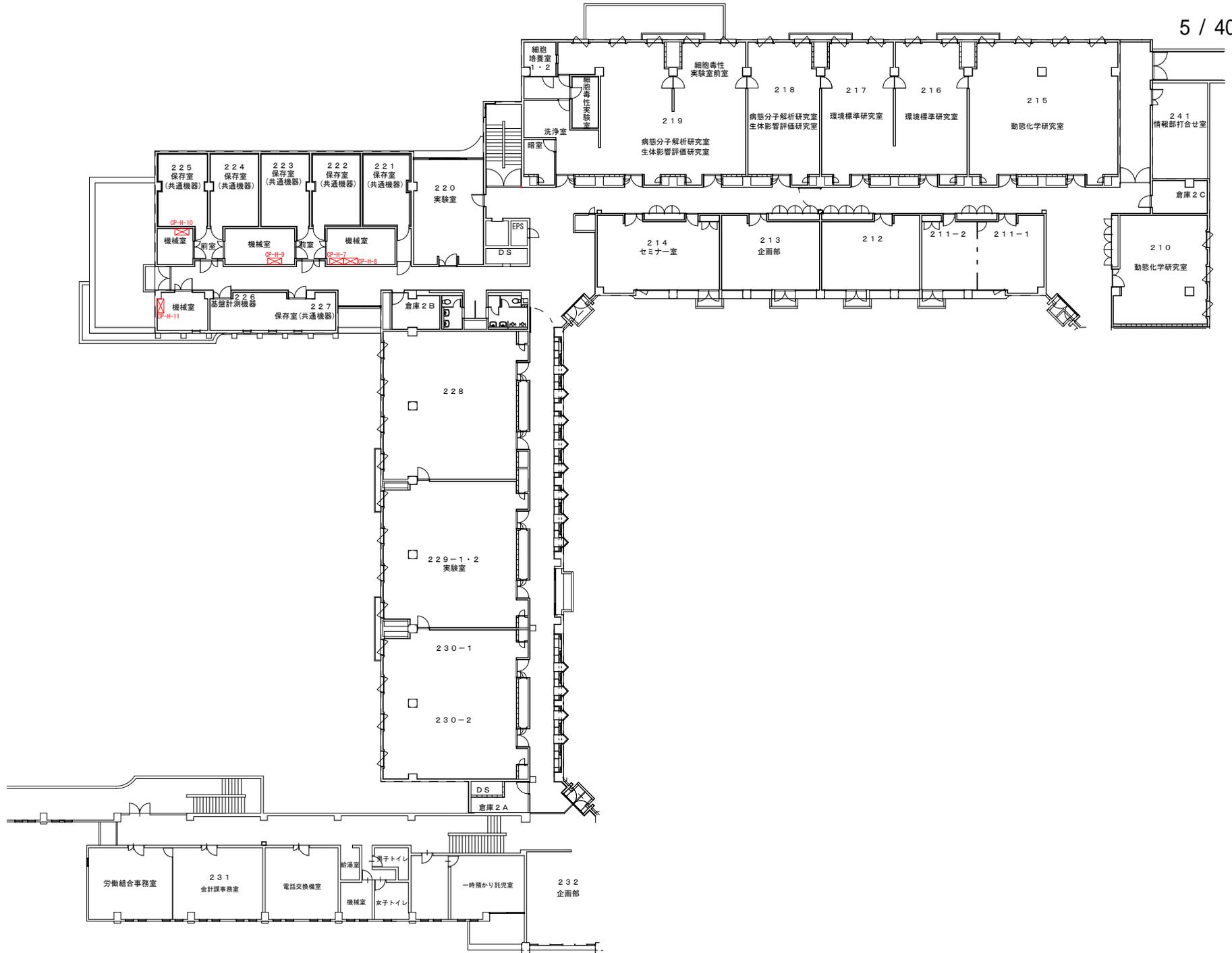
つくば市道5-2356号線(幅員9.0m・接道780.000m)  
(法42-1-1)

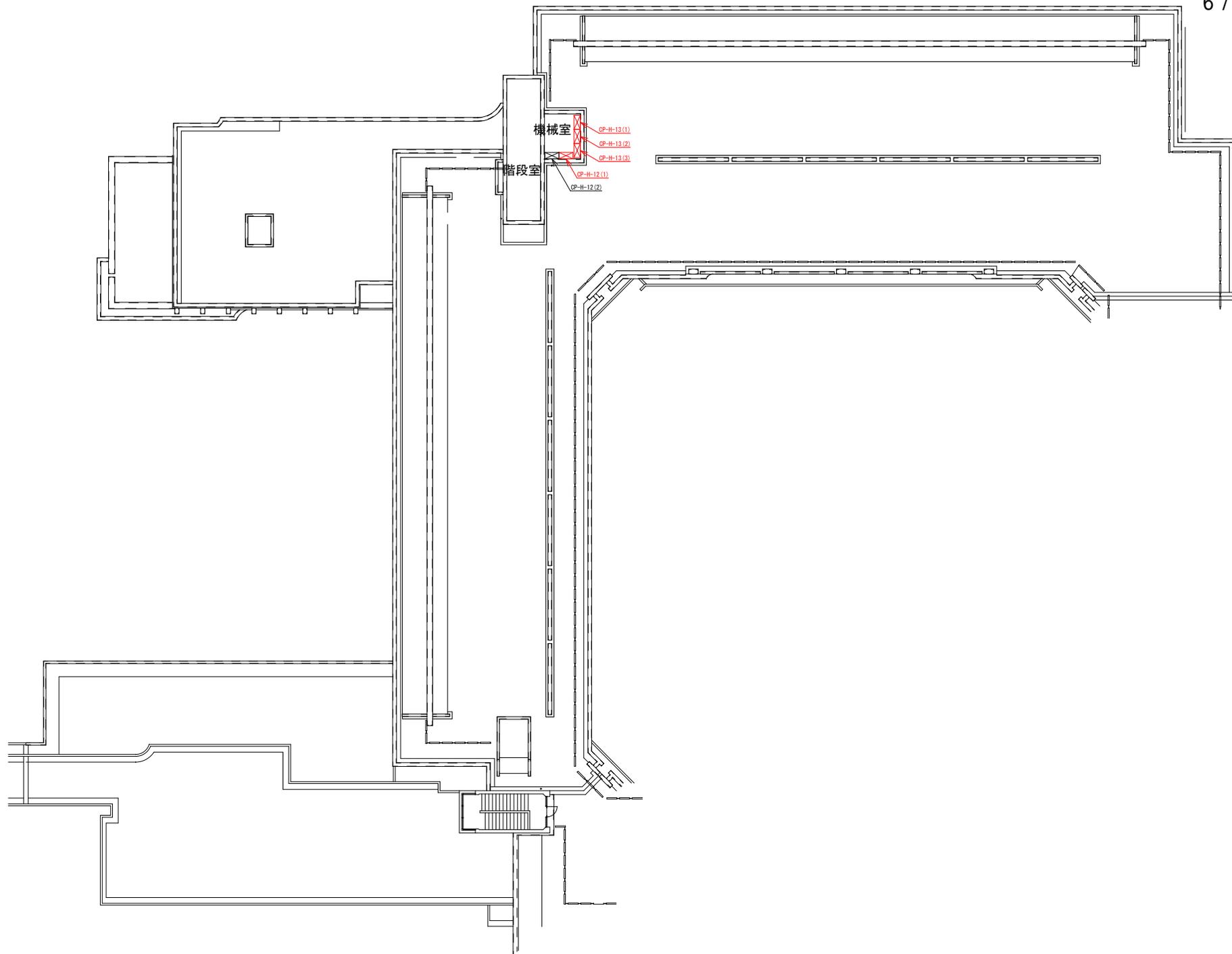
# ①研究本館 I

(研究第 1 棟、研究第 2 棟)













## ■研究本館Ⅰ 計測点リスト

※構内にある無線LAN接続ができない場所については、有線の手配又はNIES協議の上、別の通信方法を採用すること

番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
1	No.2電灯盤 (研究第1棟電気室)	D-3-2 3F東側(計測棟3F)電灯分電盤	125A	1φ3W	○	P3,P7	既設電力量計流用 可
2		D-1-2 (計測棟)1F電灯分電盤	175A	1φ3W	○	P3,P7	
3		D-2-2 2F東側 (計測棟2F) 電灯分電盤	100A	1φ3W	○	P3,P7	
4		D-1-4 (計測棟)全フロア、ファンコイル用制御電源	75A	1φ3W	○	P3,P7	
5		スパコン室 E領域 E-1分電盤	100A	1φ3W	○	P3,P7	
6	3φ300kVA変圧器盤 (計測棟電気室)	P-1-3	225A	3φ3W	○	P3,P7	
7		動7(計P-8)	100A	3φ3W	○	P3,P7	
8		動9(計P-4,計P-5)	150A	3φ3W	○	P3,P7	
9		動10(計P-3,計P-6,計P-7)	175A	3φ3W	○	P3,P7	
10	1φ150kVA変圧器盤 (計測棟電気室)	#1(1LP-114,1LP-119)	225A	1φ3W	○	P3,P7	
11		#2(1LP-116,1LP-117-1,1LP-117-2,1LP-117-3,1LP-120)	225A	1φ3W	○	P3,P7	
12		#3(1LP-122,1LP-118,1LP-121)	175A	1φ3W	○	P3,P7	
13		#4(1LP-110-1,1LP-110-2,1LP-111,1LP-112)	225A	1φ3W	○	P3,P7	
14		#5(1LP-109-1,1LP-109-2,1LP-110-3)	175A	1φ3W	○	P3,P7	
15		#7(2LP-205,2LP-206,2LP-207,2LP-208,2LP-208-1,2LP-208-2)	100A	1φ3W	○	P3,P7	
16		#6(1LP-123-1,1LP-123-2)	100A	1φ3W	○	P3,P7	
17		#8(3LP-301,3LP-302,3LP-303,3LP-304)	100A	1φ3W	○	P3,P7	
18	3φ200kVA変圧器盤 (計測棟電気室)	No.1(1LP-114,1LP-116,1LP-119)	225A	3φ3W	○	P3,P7	
19		No.2(1LP-117-1,1LP-117-2,1LP-117-3,1LP-118,1LP-120,1LP-121)	250A	3φ3W	○	P3,P7	
20		No.3(1LP-110-1,1LP-111,1LP-112)	150A	3φ3W	○	P3,P7	
21		No.4(1LP-109-1,1LP-109-2,1LP-110-3,1LP-122)	200A	3φ3W	○	P3,P7	
22		No.7(3LP-301,3LP-302,3LP-303,3LP-304)	200A	3φ3W	○	P3,P7	
23		No.6(2LP-205,2LP-206,2LP-207,2LP-28)	200A	3φ3W	○	P3,P7	
24		No.5(1LP-123-1,1LP-123-2)	75A	3φ3W	○	P3,P7	
25	低圧電灯動力盤 (計測棟電気室)	122実験盤	100A	1φ3W	○	P3,P7	

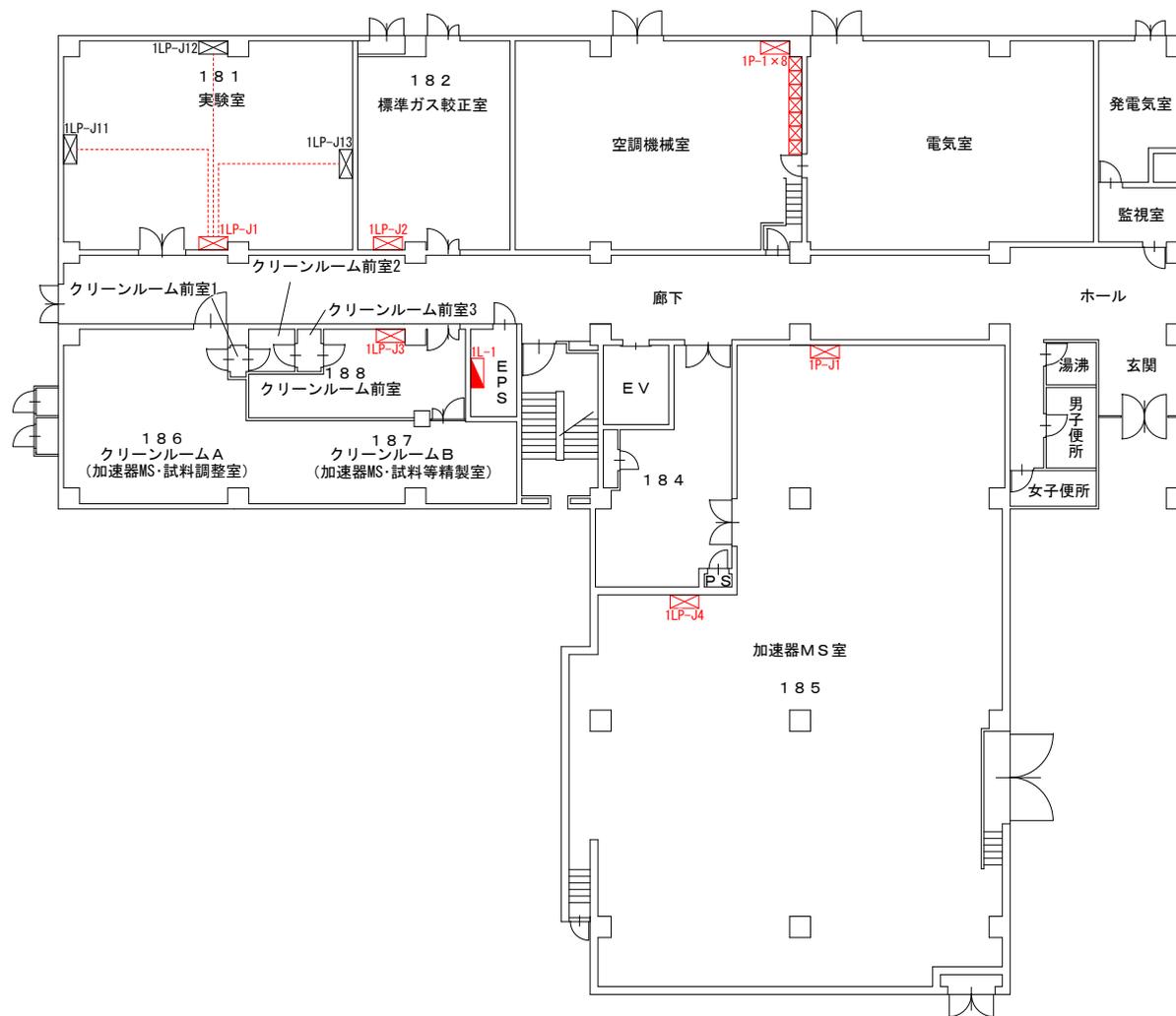
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
26	No.1電灯盤 (研究第2棟電気室)	L1-1LGK,CP-H-2,L1-3LG	175A	1φ3W	○	P4,P8	
27		L2-1LGK,L3-1LGK	200A	1φ3W	○	P4,P8	
28		L1-2LG	75A	1φ3W	○	P4,P8	
29		L2-2LG	150A	1φ3W	○	P4,P8	
30		L3-2LG	150A	1φ3W	○	P4,P8	
31		NMR室実験盤	100A	1φ3W	○	P4,P8	
32		L-1A	125A	1φ3W	○	P4,P8	
33	No.2電灯盤 (研究第2棟電気室)	A-1,A-2	150A	1φ3W	○	P4,P8	
34		A-3,A-4	75A	1φ3W	○	P4,P8	
35		B-1,B-2	150A	1φ3W	○	P4,P8	
36		C-1,C-2,C-4	150A	1φ3W	○	P4,P8	
37		D-1,D-2,D-3,D-4,D-5,D-6	100A	1φ3W	○	P4,P8	
38		E-1,E-2	200A	1φ3W	○	P4,P8	
39		F-1,F-2	150A	1φ3W	○	P4,P8	
40		F-3,L-1	175A	1φ3W	○	P4,P8	
41		クリーンルーム制御盤(D-7)	150A	1φ3W	○	P4,P8	
42		D-4実験盤、D-4-1実験盤	225A	1φ3W	○	P4,P8	
43	No.3電灯盤 (研究第2棟電気室)	G-1,G-2,G-3,G-4,G-5,G-6	225A	1φ3W	○	P4,P8	
44		M-1	150A	1φ3W	○	P4,P8	
45		I-1,M-3,I-1-2	200A	1φ3W	○	P4,P8	
46		J-1	200A	1φ3W	○	P4,P8	
47		K-1	175A	1φ3W	○	P4,P8	
48		H-2,M-2	200A	1φ3W	○	P4,P8	
49		L-2	100A	1φ3W	○	P4,P8	
50		実-H-1-2,H-1	175A	1φ3W	○	P4,P8	
51		実-C-3(1)	75A	1φ3W	○	P4,P8	
52		215室 電灯動力分電盤	100A	1φ3W	○	P4,P8	
53	No.1動力盤	A-2,A-3,A-4,B-2	150A	3φ3W	○	P4,P8	
54	(研究第2棟電気室)	C-1,C-2,C-4	50A	3φ3W	○	P4,P8	

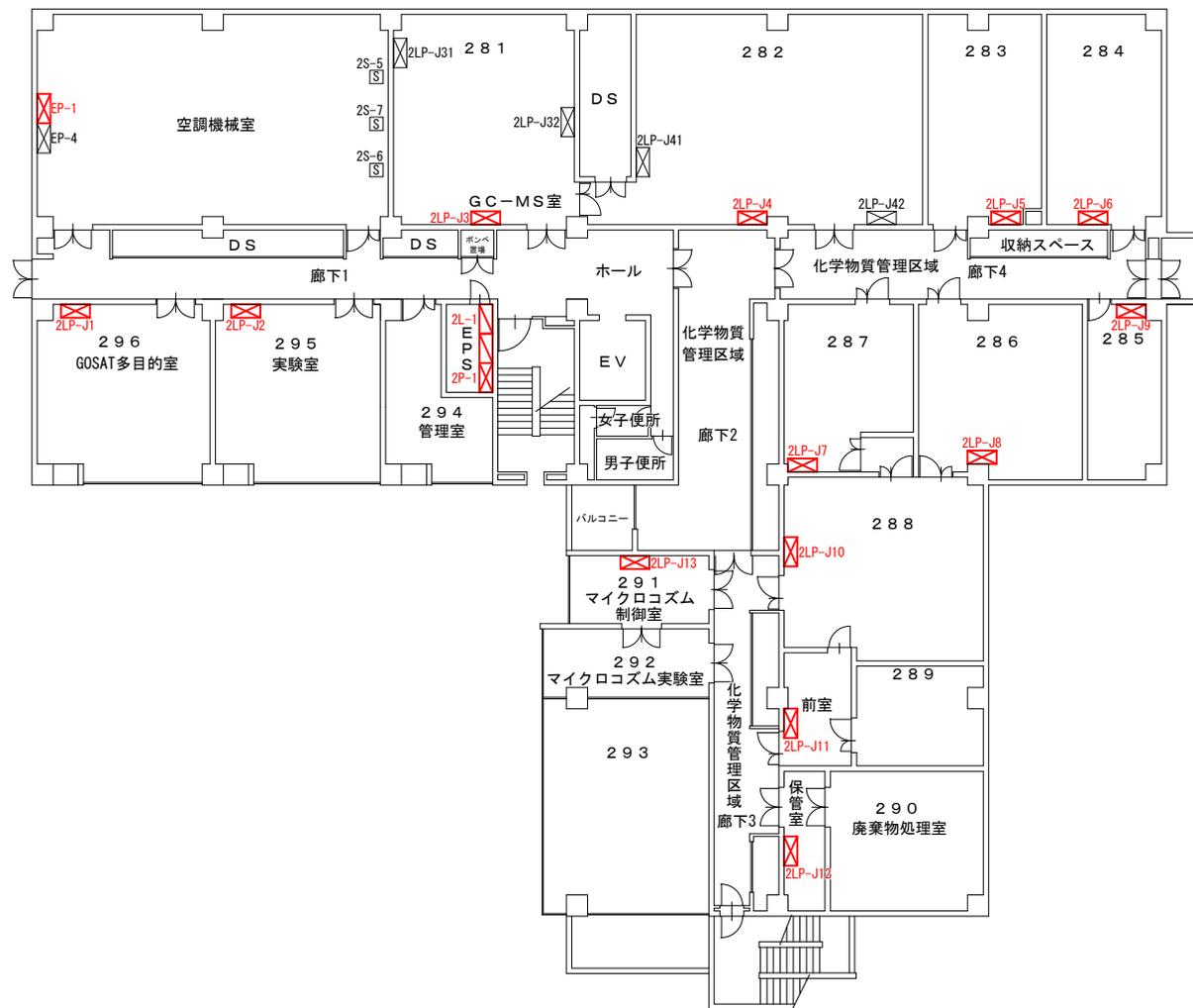
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
55	No.1動力盤 (研究第2棟電気室)	D-1,D-3,D-4,D-5,D-6,D-7	150A	3φ3W	○	P4,P8	
56	No.1動力盤 (研究第2棟電気室)	F-1,F-2,L-2	125A	3φ3W	○	P4,P8	
57		E-1,E-2	50A	3φ3W	○	P4,P8	
58		E-2,J-1	100A	3φ3W	○	P4,P8	
59		F-3,L-1	100A	3φ3W	○	P4,P8	
60		G-1,G-2,G-3,G-4,G-5,G-6,D-2	125A	3φ3W	○	P4,P8	
61		H-1-2,H-2,I-1,M-1,M-2,M-3	125A	3φ3W	○	P4,P8	
62		K-1	125A	3φ3W	○	P4,P8	
63		ワークショップ L-1	100A	3φ3W	○	P4,P8	
64		320室 生理生化学研究室分電盤	100A	3φ3W	○	P4,P8	
65		No.2動力盤 (研究第2棟電気室)	CR(B)直流電源 129室実験盤	50A	3φ3W	○	P4,P8
66	P-1,L-1A		150A	3φ3W	○	P4,P8	
67	130室動力実験盤		100A	3φ3W	○	P4,P8	
68	実-C-3(2)		75A	3φ3W	○	P4,P8	
69	実-C-3(3)		75A	3φ3W	○	P4,P8	
70	140室緊急排気ファン盤		60A	3φ3W	○	P4,P8	
71	140室クリーンルーム		225A	3φ3W	○	P4,P8	
72	215室電灯動力分電盤		150A	3φ3W	○	P4,P8	
73	139室分電盤	100A	3φ3W	○	P4,P8		
74	No.4電灯盤 (研究第2棟電気室)	L1-1LGK,L1-3LG	100A	1φ3W	○	P4,P8	
75		L2-1LGK,L3-1LGK	100A	1φ3W	○	P4,P8	
76		L1-2LG,L3-2LG,L2-2LG,F-2	125A	1φ3W	○	P4,P8	
77		ワークショップ L-1	100A	1φ3W	○	P4,P8	
78	L-1(106-1室前)	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P3	
79	L-1-LG	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P3	
80		電灯主幹2	30A	1φ3W	○	P3	
81	計P-1	NMR盤	100A	3φ3W	○	P3	
82	計P-1-3操作盤	121室用室外機	100A	3φ3W	○	P3	

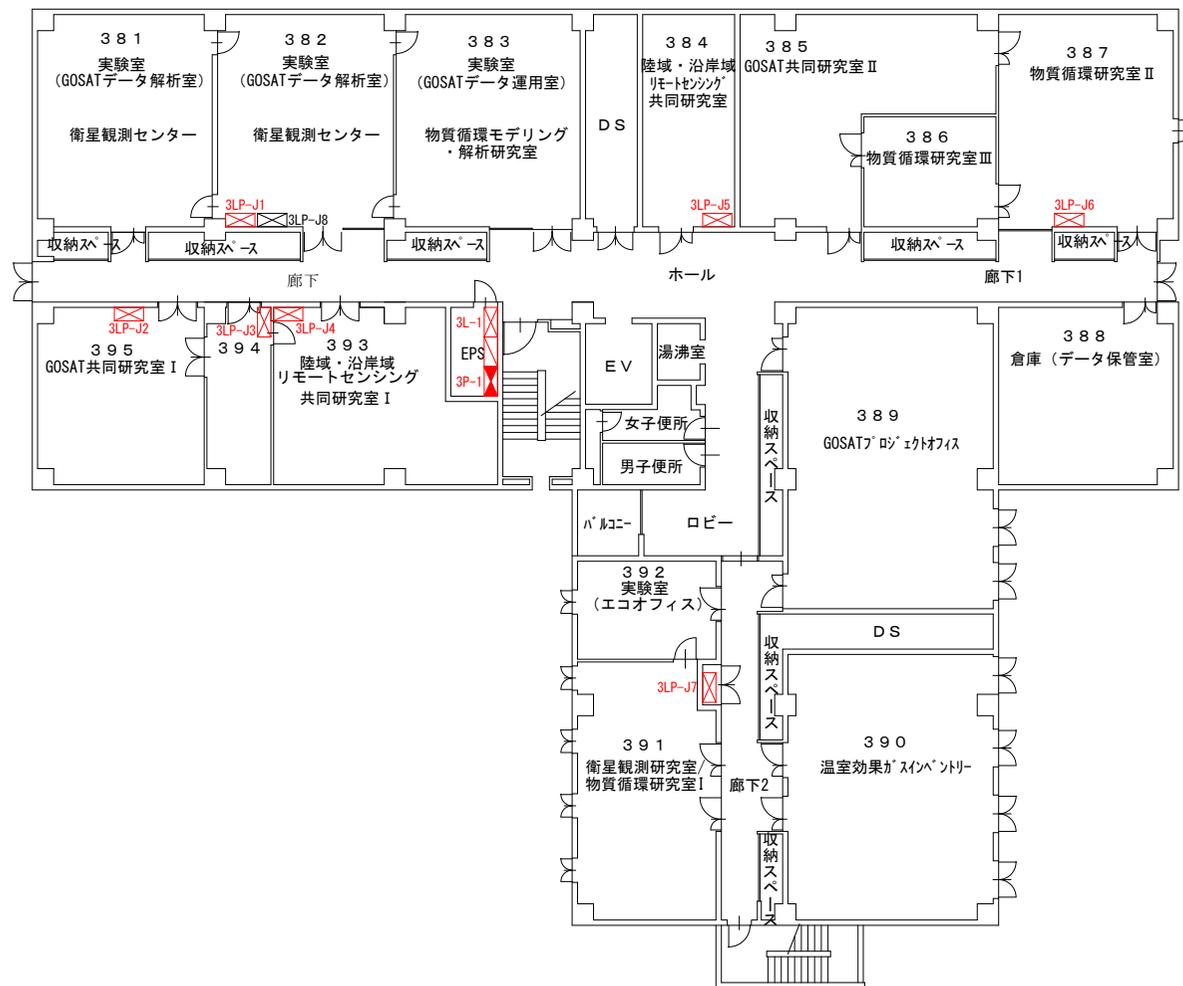
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
83	計P-1-3操作盤	SIMS室200V電源	100A	3φ3W	○	P3	
84		ラマン分光室200V電源	75A	3φ3W	○	P3	
85	計P-1-4	GO-MS	200A	3φ3W	○	P3	
86	計P-1-4	原子吸光室	60A	3φ3W	○	P3	
87		電子顕微鏡室	60A	3φ3W	○	P3	
88	SIMS室PAC制御盤	主幹	40A	3φ3W	○	P3	
89	CP-H-1(3)	精密分留空調機	20A	3φ3W	○	P4	
90		精密分留排風機	20A	3φ3W	○	P4	
91	KOITO操作盤	200V電源	50A	3φ3W	○	P4	
92	CP-H-5	一次ブラインポンプ	20A	3φ3W	○	P4	
93		ブラインチラー	125A	3φ3W	○	P4	
94		二次ブラインポンプ	30A	3φ3W	○	P4	
95	CP-H-7	主幹	100A	3φ3W	○	P5	
96	CP-H-8	主幹	100A	3φ3W	○	P5	
97	CP-H-9	主幹	30A	3φ3W	○	P5	
98	CP-H-10	主幹	30A	3φ3W	○	P5	
99	CP-H-11	主幹	30A	3φ3W	○	P5	
100	CP-H-12(1)	H-F-12-1排風機1区画番号101	20A	3φ3W	×	P6	
101		H-F-12-2排風機2区画番号102	20A	3φ3W	×	P6	
102		H-F-12-3排風機3区画番号103	20A	3φ3W	×	P6	
103		H-F-12-4排風機4区画番号104	20A	3φ3W	×	P6	
104		H-F-12-6排風機6区画番号106	20A	3φ3W	×	P6	
105		H-F-12-7排風機7区画番号107	20A	3φ3W	×	P6	
106		H-F-12-8排風機8区画番号108	20A	3φ3W	×	P6	
107		H-F-42DC排風機No.1	20A	3φ3W	×	P6	
108		H-F-43DC排風機No.2	20A	3φ3W	×	P6	
109	CP-H-13(1)	H-F-12-16排風機16区画番号116	20A	3φ3W	×	P6	
110		H-F-12-18排風機18区画番号118	20A	3φ3W	×	P6	
111		H-F-12-19排風機19区画番号119	20A	3φ3W	×	P6	

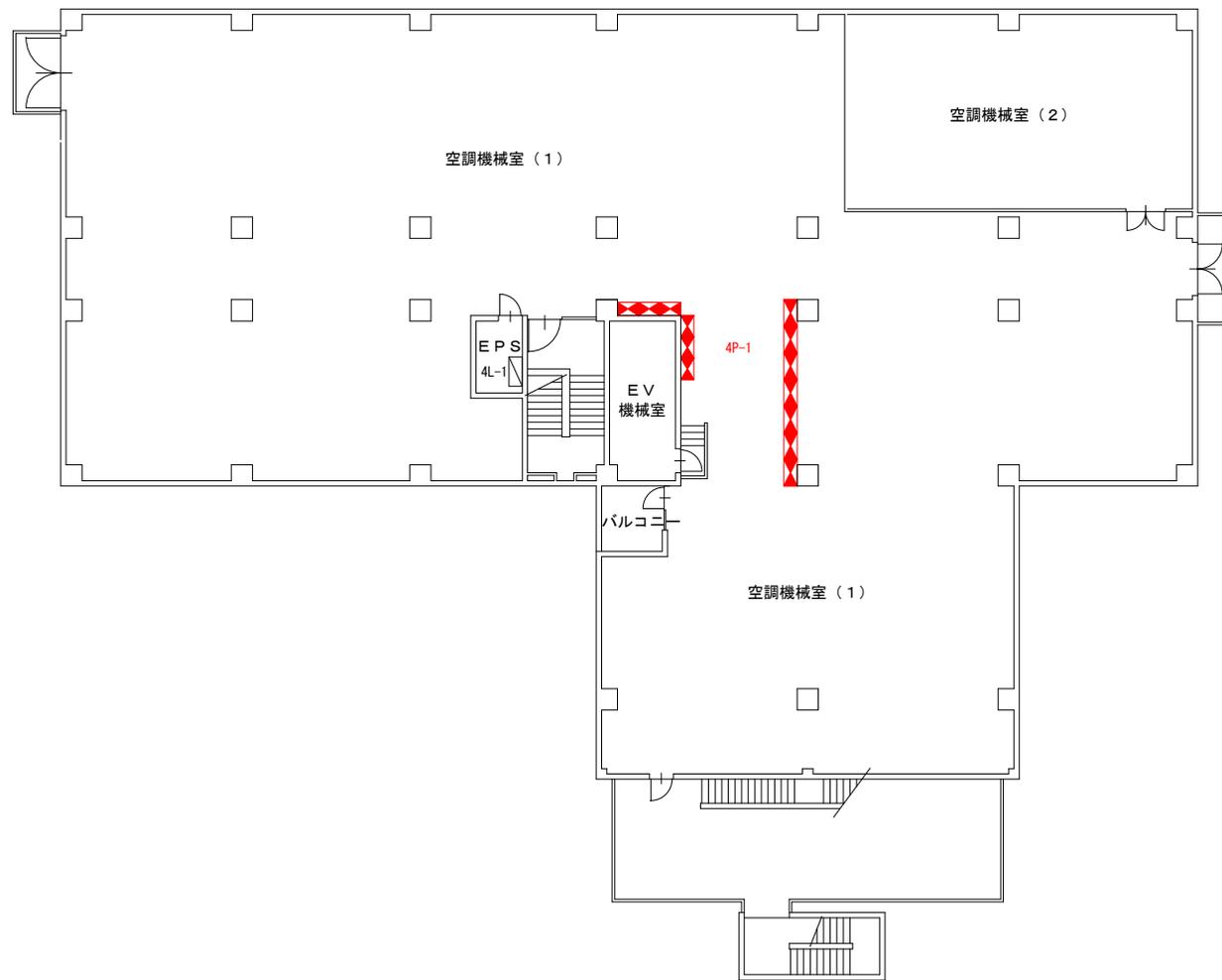
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
112	CP-H-13(1)	H-F-12-20排風機20区画番号120	20A	3φ3W	×	P6	
113		H-F-12-23排風機23区画番号123	20A	3φ3W	×	P6	
114	CP-H-13(2)	H-F-12-24排風機24区画番号124	20A	3φ3W	×	P6	
115		H-F-12-26排風機26区画番号126	20A	3φ3W	×	P6	
116		H-F-12-27排風機27区画番号127	20A	3φ3W	×	P6	
117		H-F-12-28排風機28区画番号128	20A	3φ3W	×	P6	
118	CP-H-13(3)	H-F-12-32排風機32区画番号132	20A	3φ3W	×	P6	
119		H-F-12-33排風機33区画番号133	20A	3φ3W	×	P6	
120		H-F-12-34排風機34区画番号134	20A	3φ3W	×	P6	
121		H-F-12-35排風機35区画番号135	20A	3φ3W	×	P6	
122		H-F-12-36排風機36区画番号136	20A	3φ3W	×	P6	
123		H-F-12-37排風機37区画番号137	20A	3φ3W	×	P6	
124		H-F-12-38排風機38区画番号138	20A	3φ3W	×	P6	

## ②研究本館III









## ■研究本館III 計測点リスト

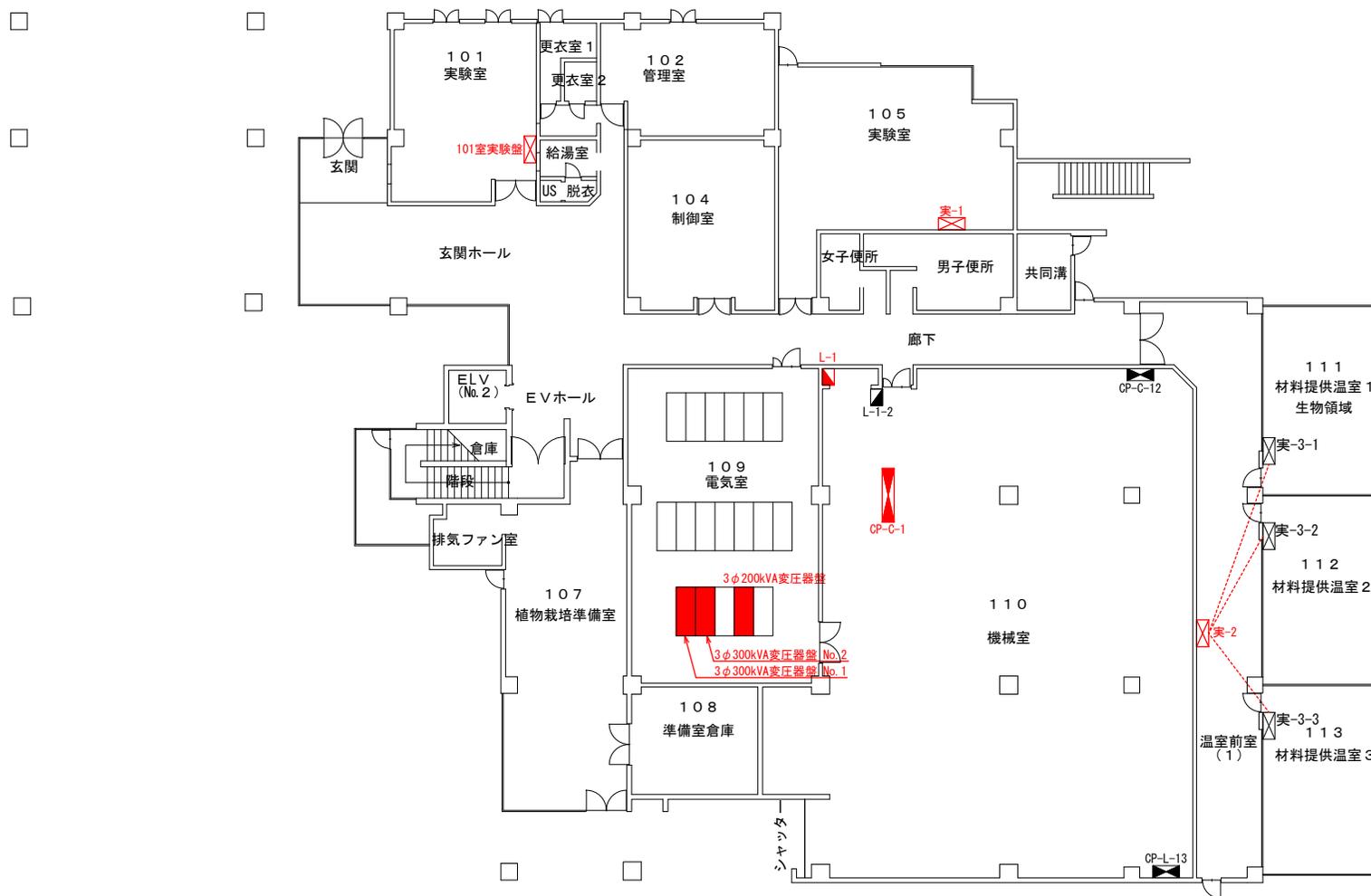
※構内にある無線LAN接続ができない場所については、有線の手配又はNIES協議の上、別の通信方法を採用すること

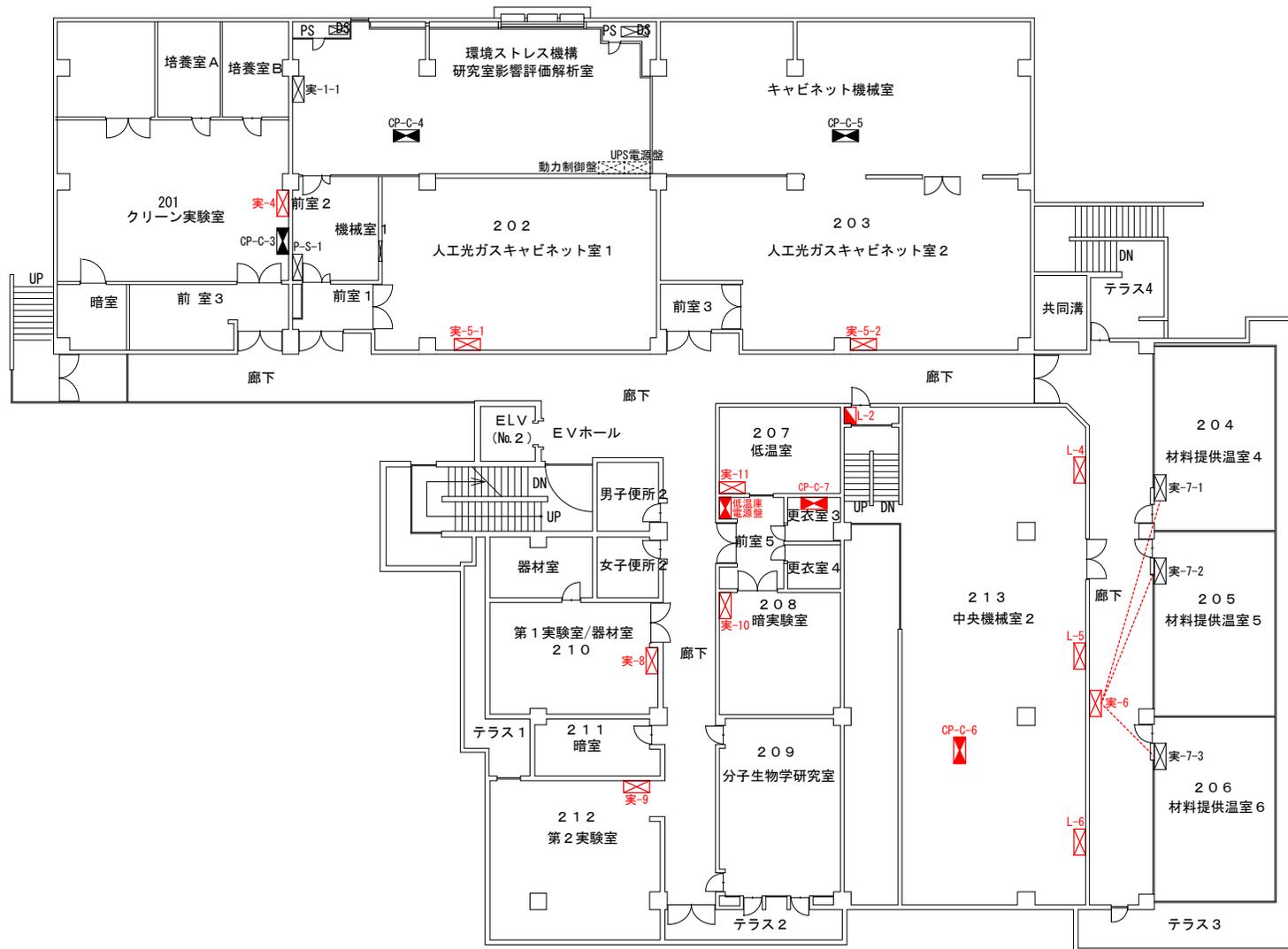
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
1	1L-1	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P15	
2		電灯主幹2	75A	1φ3W	○	P15	
3	2L-1	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P16	
4		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P16	
5	3L-1	電灯主幹1	125A	1φ3W	○	P17	
6		電灯主幹2	75A	1φ3W	○	P17	
7	1P-1	AC-3系統還気ファン	50A	3φ3W	○	P15	
8		1階加速器MS室空気調和機	75A	3φ3W	○	P15	
9		1階加速器MS室系統排気ファン	15A	3φ3W	○	P15	
10		1階加速器MS室系統給気ファン	15A	3φ3W	○	P15	
11	EP-1	クリーンルーム系統空調機 AC-2	75A	3φ3W	○	P16	
12	2P-1	2階管理区域関連実験室排気ファン	15A	3φ3W	○	P16	
13	3P-1	RF空調機	50A	3φ3W	○	P17	
14		3F空調機	75A	3φ3W	○	P17	
15	4P-1	1階タンDEM室系統空気調和機	100A	3φ3W	×	P18	
16		2階FT-MF室系統空気調和機	50A	3φ3W	×	P18	
17		3階ミリ波観測室系統空気調和機	225A	3φ3W	×	P18	
18		AC-11系統排気ファン	15A	3φ3W	×	P18	
19		1階タンDEMMS/MS室系統排気ファン	20A	3φ3W	×	P18	
20		3階GRIG室系統空気調和機	125A	3φ3W	×	P18	
21		AC-2系統排気ファン	20A	3φ3W	×	P18	
22		2階動物飼育室系統空気調和機	30A	3φ3W	×	P18	
23		2階特殊排気系統 (1) 排気ファン	125A	3φ3W	×	P18	
24		2階特殊排気系統 (1) 排気ファン	125A	3φ3W	×	P18	
25	2階特殊排気系統 (2) 排気ファン	125A	3φ3W	×	P18		
26	2階特殊排気系統 (2) 排気ファン	125A	3φ3W	×	P18		

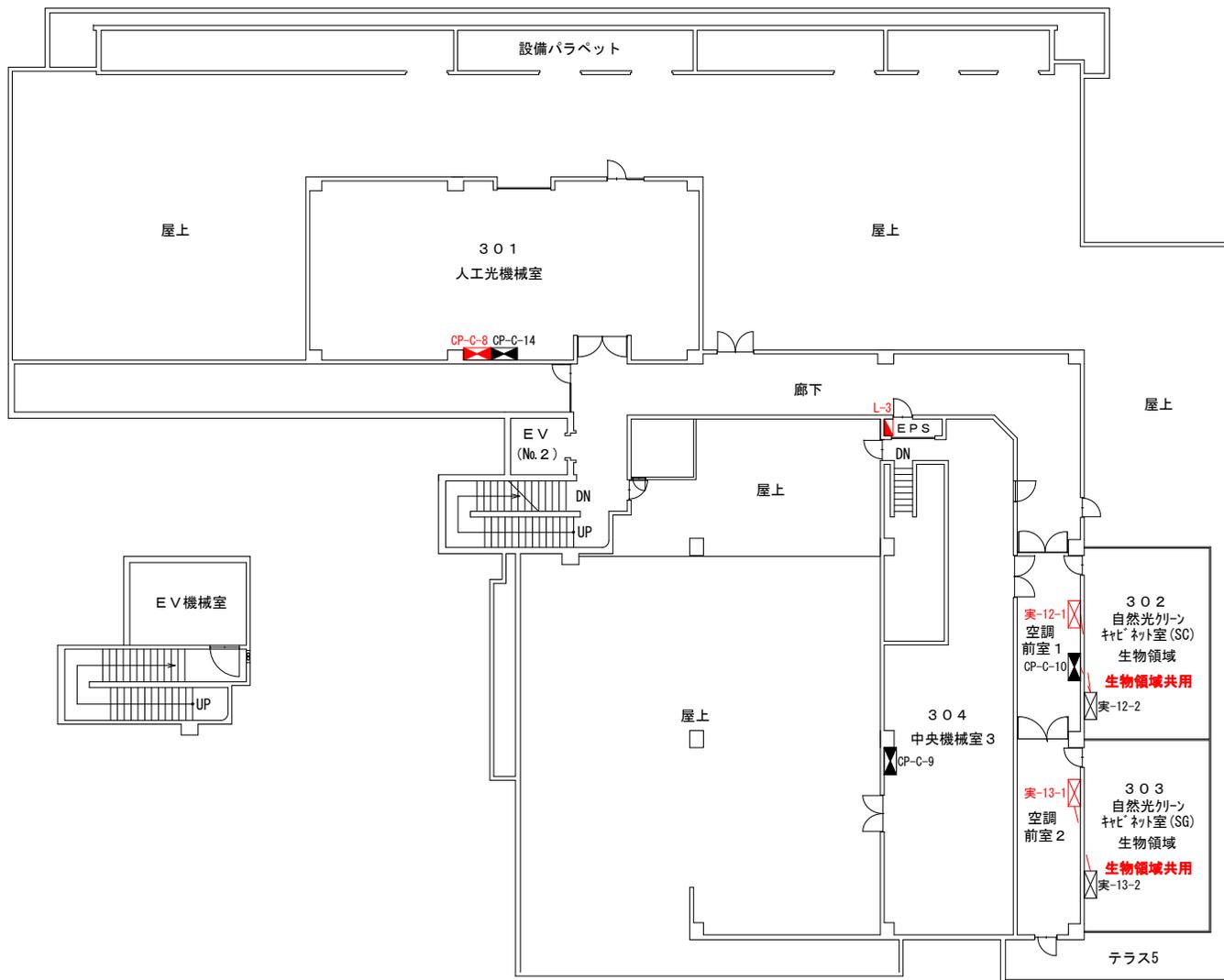
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
27	4P-1	2階特殊飼育室系統排気ファン	20A	3φ3W	×	P18	
28		2階ケミカルハザード系統(1) 空気調和機	50A	3φ3W	×	P18	
29		2階ケミカルハザード系統(2) 空気調和機	175A	3φ3W	×	P18	
30		3階NOAA室系統空気調和機	100a	3φ3W	×	P18	
31		2階マイクロコズム室空気調和機	75A	3φ3W	×	P18	
32		AC-7系統排気ファン	15A	3φ3W	×	P18	
33		2階マイクロコズム室排気ファン	40A	3φ3W	×	P18	
34		2階マイクロコズム室系統冷却水ポンプ	20A	3φ3W	×	P18	
35	2階マイクロコズム室系統冷却塔	15A	3φ3W	×	P18		
36	1LP-J1	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P15	
37		動力主幹	300A	3φ3W	○	P15	
38	1LP-J2	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P15	
39	1LP-J3	電灯主幹1	225A	1φ3W	○	P15	
40		電灯主幹2	125A	1φ3W	○	P15	
41	1LP-J4	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P15	
42		動力主幹	75A	3φ3W	○	P15	
43	1P-J1	動力主幹	300A	3φ3W	○	P15	
44	2LP-J1	電灯主幹	50A	1φ3W	○	P16	
45		動力主幹	175A	3φ3W	○	P16	
46	2LP-J2	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P16	
47		動力主幹	30A	3φ3W	○	P16	
48	2LP-J3	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P16	
49		動力主幹	100A	3φ3W	○	P16	
50	2LP-J4	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P16	
51		動力主幹	125A	3φ3W	○	P16	
52	2LP-J5	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P16	
53		電灯主幹2	20A	3φ3W	○	P16	
54	2LP-J6	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P16	

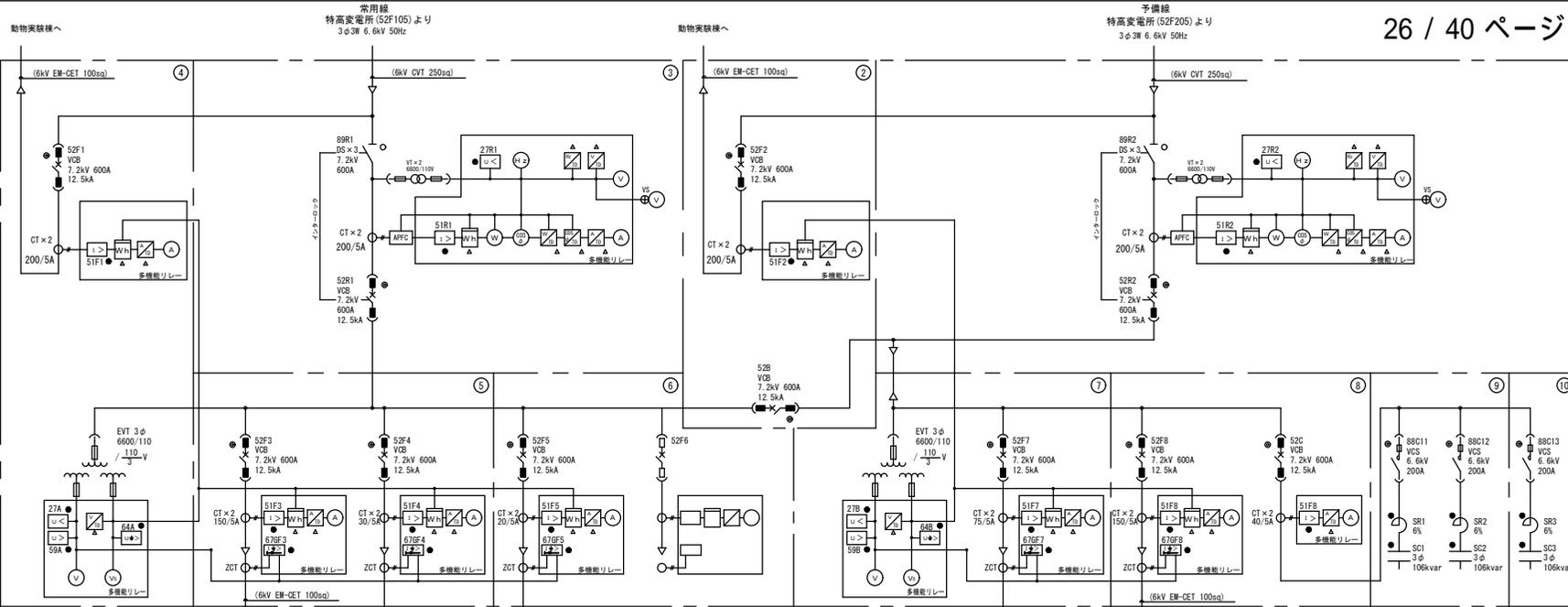
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
55	2LP-J6	電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P16	
56		動力主幹	30A	3φ3W	○	P16	
57	2LP-J7	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P16	
58		動力主幹	20A	3φ3W	○	P16	
59	2LP-J8	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P16	
60		動力主幹	20A	3φ3W	○	P16	
61	2LP-J9	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P16	
62		動力主幹	30A	3φ3W	○	P16	
63	2LP-J10	電灯主幹1	75A	1φ3W	○	P16	
64		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P16	
65	2LP-J11	電灯主幹1	50A	1φ3W	○	P16	
66		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P16	
67		高圧滅菌装置	100A	3φ3W	○	P16	
68		2LP-J10	75A	3φ3W	○	P16	
69	2LP-J12	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P16	
70		動力主幹	300A	3φ3W	○	P16	
71	2LP-J13	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P16	
72		動力主幹	150A	3φ3W	○	P16	
73	3LP-J1	電灯主幹	175A	1φ3W	○	P17	
74		動力主幹	125A	3φ3W	○	P17	
75	3LP-J2	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P17	
76	3LP-J3	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P17	
77	3LP-J4	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P17	
78		動力主幹	20A	3φ3W	○	P17	
79	3LP-J5	電灯主幹	30A	1φ3W	○	P17	
80	3LP-J6	電灯主幹	150A	1φ3W	○	P17	
81		動力主幹	100A	3φ3W	○	P17	
82	3LP-J7	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P17	

# ③植物実験棟 (バイオトロン)









受電電圧	三相3線式 6.6kV 2回線
周波数	50Hz
制御方式	現場手動及び遠方手動
配電盤形式	高圧単位閉鎖配電盤
配電盤分類	JEM 1425 CW
遮断器種類	交流遮断器 VCB 600A 電動ばね操作方式
定格遮断電流	12.5kA
面数	2面
配電盤形式	高圧単位閉鎖配電盤
配電盤分類	JEM 1425 CW
遮断器種類	交流遮断器 VCB 600A 電動ばね操作方式
定格遮断電流	12.5kA
面数	7面
配電盤形式	高圧閉鎖配電盤、低圧閉鎖配電盤
配電盤分類	JEM 1425 CY、JEM 1265
面数	4面
変圧器	三相 6.6kV/210V 500kVA トリコトモト 3台車輪、温度計付 300kVA トリコトモト 1台車輪、温度計付 単相 6.6kV/210-105V 100kVA トリコトモト 1台車輪、温度計付
コンデンサ	三相 7.2kV 106kvar ガス絶縁 3台
リアクトル (許容電流1種別 I)	三相 7.2kV 6.38kvar モールド 3台

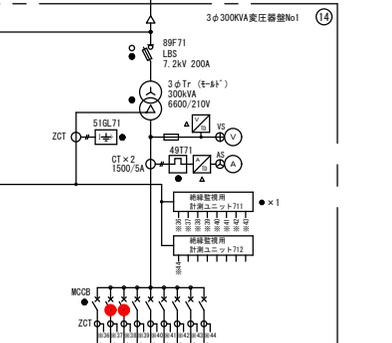
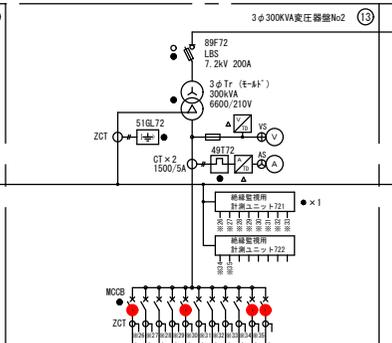
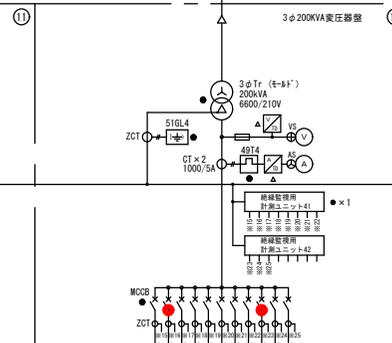
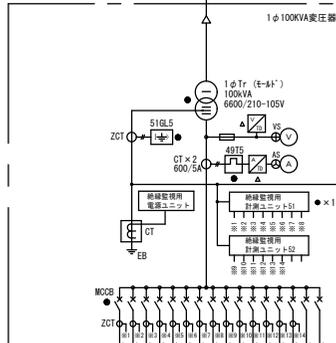
凡例

記号	名称	記号	名称
Tr	変圧器	⊙	電流計
VT	計器用変圧器	⊕	電流計切替スイッチ
CT	変流器	⊖	電圧計
ZCT	零相変流器	⊕	電圧計切替スイッチ
SC	並列リアクトル	⊙	電力計
SR	真空遮断器	⊕	力率計
VCS	真空電磁接触器	⊙	周波数計
DS	断路器	⊕	高周波計
LBS	高圧負荷閉閉器	⊕	電力計
PF	電力ヒューズ	⊕	変換器
MCB	配線用遮断器	⊕	自動力調整器
		⊕	過電流継電器
		⊕	地絡過電流継電器
		⊕	温度継電器

注記

- 中央監視設備での監視、制御、計測は、下記による。
- : 操作、状態
- : 状態
- : 警報
- △ : 計測
- 多機能計-設置位置の高圧盤からは通信ケーブルでRS製に接続する。

番号	名称
①	予備線引込盤
②	No.2き電盤/母線連絡盤
③	常用線引込盤
④	No.1き電盤/EVT盤
⑤	No.3き電盤/No.4き電盤
⑥	No.5き電盤/No.6き電盤(将来)
⑦	EVT盤/No.7き電盤
⑧	No.8き電盤/SC主幹盤
⑨	No.1SC盤/No.2SC盤
⑩	No.3SC盤/No.4SC盤
⑪	1φ 100kVA TR盤
⑫	3φ 200kVA TR盤
⑬	3φ 300kVA TR盤 No.2
⑭	3φ 300kVA TR盤 No.1



No.	名称	規格品番	数量	サイズ
501	L-1	EM-CET100sq	3	250/200
502	L-2	EM-CET100sq	3	250/200
503	L-3	EM-CET100sq	3	250/200
504	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
505	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
506	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
507	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
508	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
509	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
510	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
511	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
512	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
513	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
514	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
515	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
516	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200
517	変圧器 1φ 100kVA	EM-CET100sq	3	250/200

No.	名称	規格品番	数量	サイズ
601	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
602	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
603	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
604	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
605	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
606	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
607	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
608	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
609	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
610	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
611	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
612	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
613	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
614	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200
615	変圧器 3φ 200kVA	EM-CET200sq	3	250/200

No.	名称	規格品番	数量	サイズ
7001	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7002	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7003	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7004	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7005	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7006	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7007	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7008	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7009	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7010	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7011	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7012	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7013	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7014	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
7015	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200

No.	名称	規格品番	数量	サイズ
8001	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8002	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8003	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8004	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8005	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8006	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8007	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8008	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8009	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8010	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8011	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8012	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8013	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8014	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200
8015	変圧器 3φ 300kVA	EM-CET300sq	3	250/200

## ■植物実験棟 計測点リスト

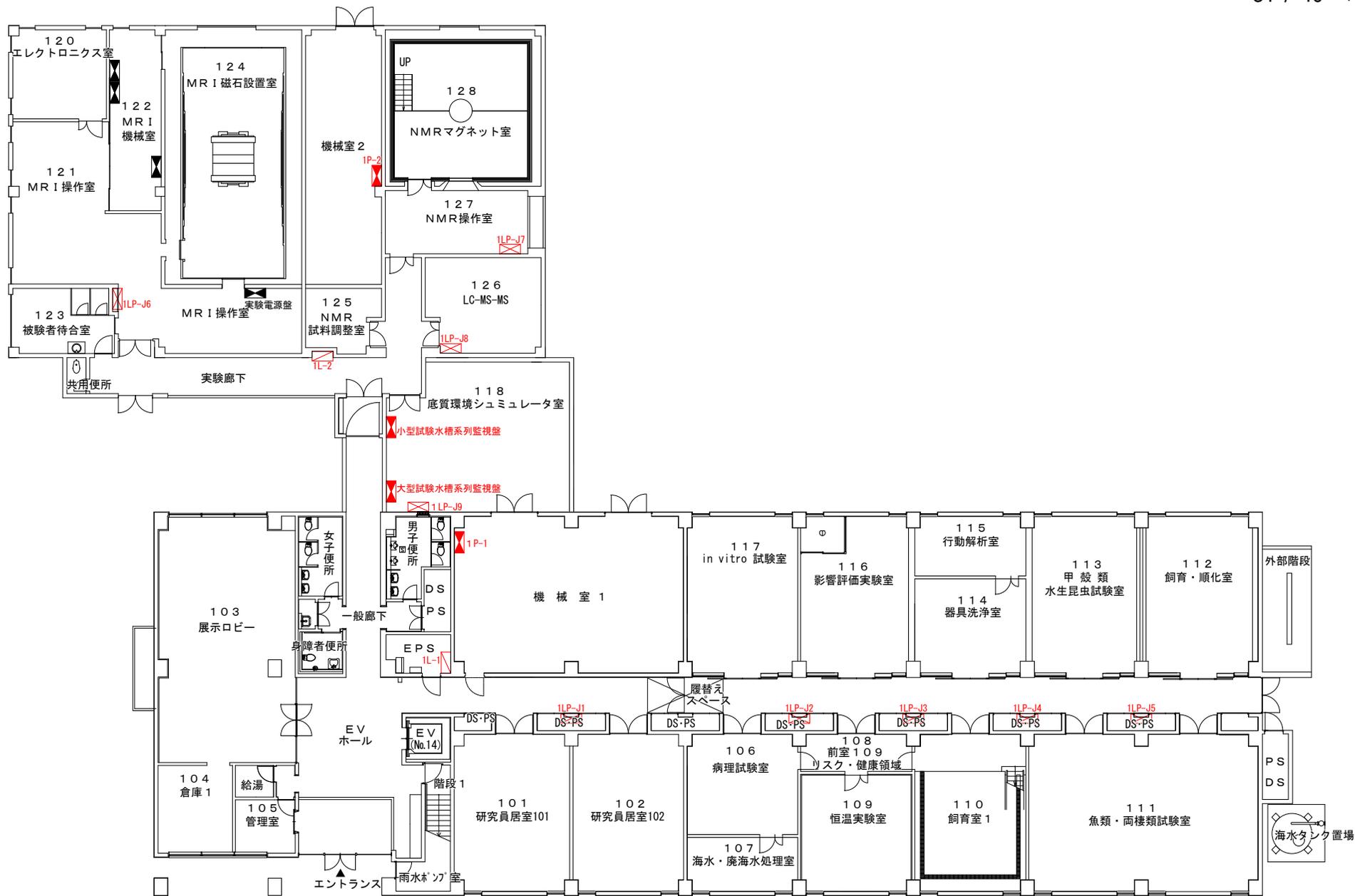
※構内にある無線LAN接続ができない場所については、有線の手配又はNIES協議の上、別の通信方法を採用すること

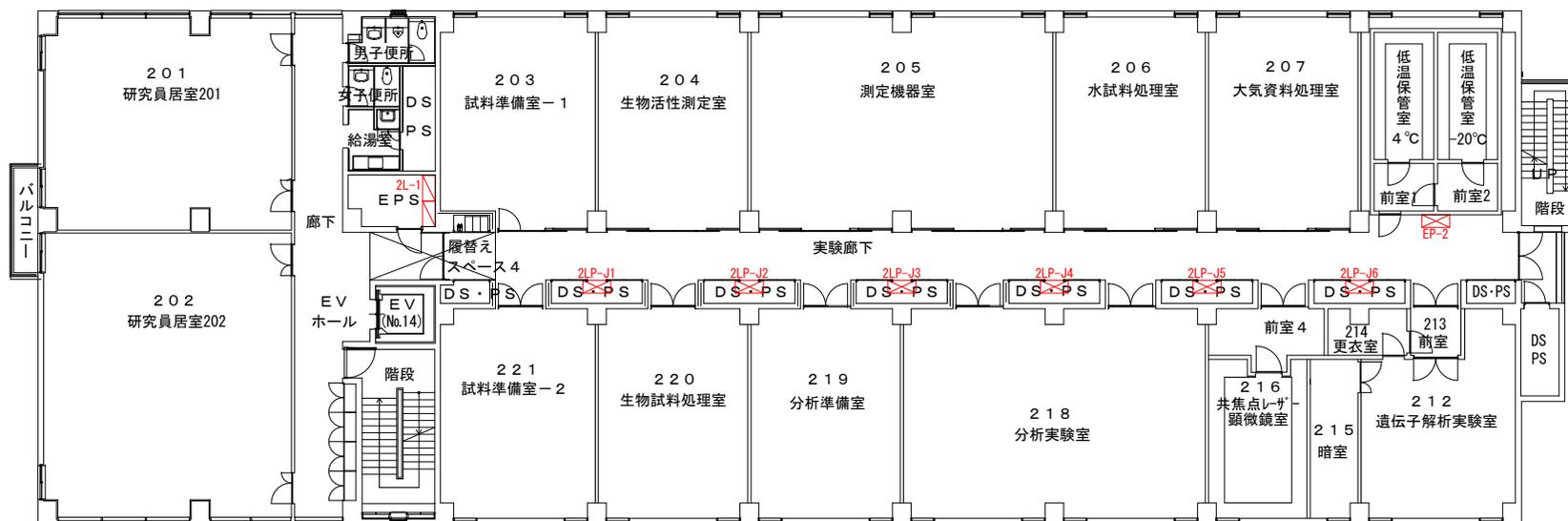
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
1	3φ200kVA 変圧器盤 (電気室)	CP-C-5(2)	225A	3φ3W	○	P23,P26	
2		CP-C-5(1)	350A	3φ3W	○	P23,P26	
3	3φ300kVA 変圧器盤 No.2 (電気室)	CP-C-4(2)	225A	3φ3W	○	P23,P26	
4		CP-C-4(1)	350A	3φ3W	○	P23,P26	
5	No.2 (電気室)	CP-C-9	300A	3φ3W	○	P23,P26	
6		CP-C-10	300A	3φ3W	○	P23,P26	
7	3φ300kVA 変圧器盤	CP-C-3(1)	225A	3φ3W	○	P23,P26	
8	No.1 (電気室)	P-S-1	225A	3φ3W	○	P23,P26	
9	L-1	電灯主幹1	200A	1φ3W	○	P23	
10		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P23	
11	L-2	電灯主幹1	200A	1φ3W	○	P24	
12		電灯主幹2	150A	1φ3W	○	P24	
13	L-3	電灯主幹1	50A	1φ3W	○	P25	
14		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P25	
15	L-4	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P24	
16	L-5	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P24	
17	L-6	電灯主幹	75A	1φ3W	○	P24	
18	CP-C-1	材供空調機C-AC-3	30A	3φ3W	×	P23	
19		材供空調機C-AC-4	30A	3φ3W	×	P23	
20		材供空調機C-AC-6	30A	3φ3W	×	P23	
21	CP-C-6	自然光室空調機C-AC-7	75A	3φ3W	×	P24	
22		自然光室空調機C-AC-8	75A	3φ3W	×	P24	
23		自然光室空調機C-AC-9	75A	3φ3W	×	P24	
24		自然光室空調機C-AC-10	20A	3φ3W	×	P24	
25	CP-C-7	主幹	100A	3φ3W	○	P24	
26	CP-C-8	人工光クリーン室空調機C-AC-11	50A	3φ3W	×	P25	

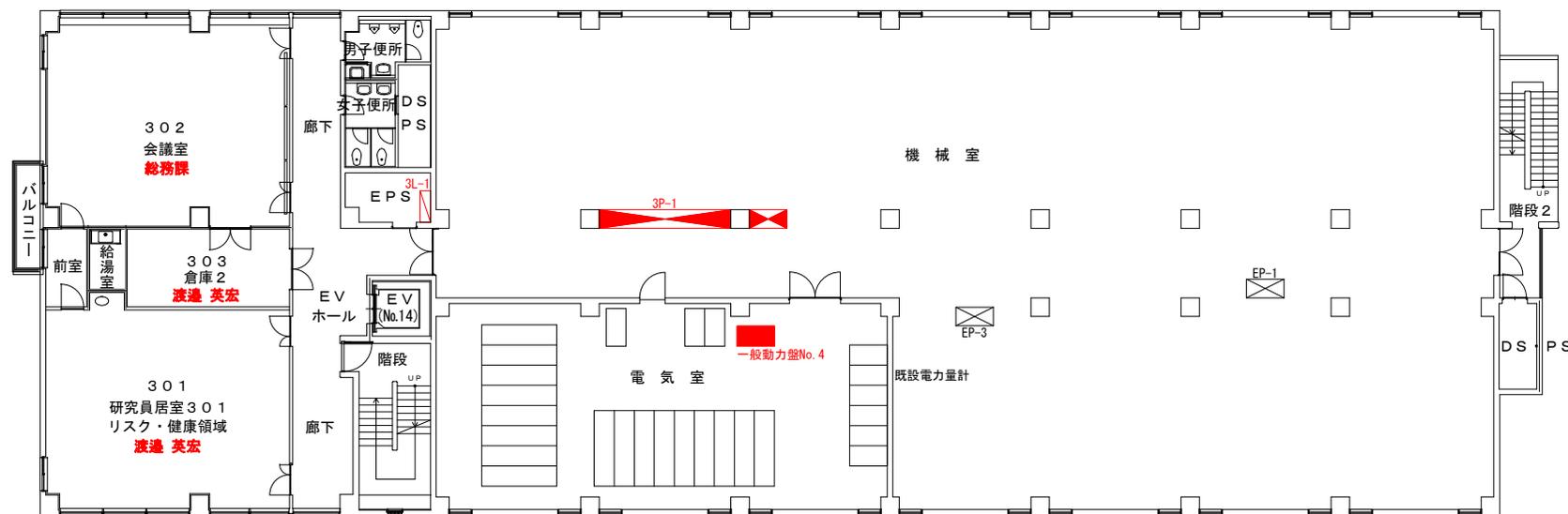
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
27	CP-C-8	人工光クリーン室排気ファンC-F-7	20A	3φ3W	×	P25	
28		人工光ガス室(1)空調機C-AC-12	20A	3φ3W	×	P25	
29		人工光ガス室(1)排気ファンC-F-8	20A	3φ3W	×	P25	
30		人工光ガス室(2)空調機C-AC-13	30A	3φ3W	×	P25	
31		人工光ガス室(2)排気ファンC-F-9	20A	3φ3W	×	P25	
32	実-1	動力主幹	150A	3φ3W	○	P23	
33		電灯主幹1	50A	1φ3W	○	P23	
34		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P23	
35	実-2	動力主幹	75A	3φ3W	○	P23	
36		電灯主幹	75A	1φ3W	○	P23	
37	101室 実験盤	動力主幹	100A	3φ3W	○	P23	
38		電灯主幹	100A	1φ3W	○	P23	
39	実-4	動力主幹	150A	3φ3W	○	P24	
40		電灯主幹	100A	1φ3W	○	P24	
41	実-5-1	動力主幹	75A	3φ3W	○	P24	
42		電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P24	
43		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P24	
44	実-5-2	動力主幹	75A	3φ3W	○	P24	
45		電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P24	
46		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P24	
47	実-6	動力主幹1	150A	3φ3W	○	P24	
48		電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P24	
49		動力主幹2	75A	3φ3W	○	P24	
50		電灯主幹2	75A	1φ3W	○	P24	
51	実-8	動力主幹	50A	3φ3W	○	P24	
52		電灯主幹	100A	1φ3W	○	P24	
53	実-9	動力主幹	50A	3φ3W	○	P24	
54		電灯主幹	100A	1φ3W	○	P24	
55	実-10	動力主幹	50A	3φ3W	○	P24	

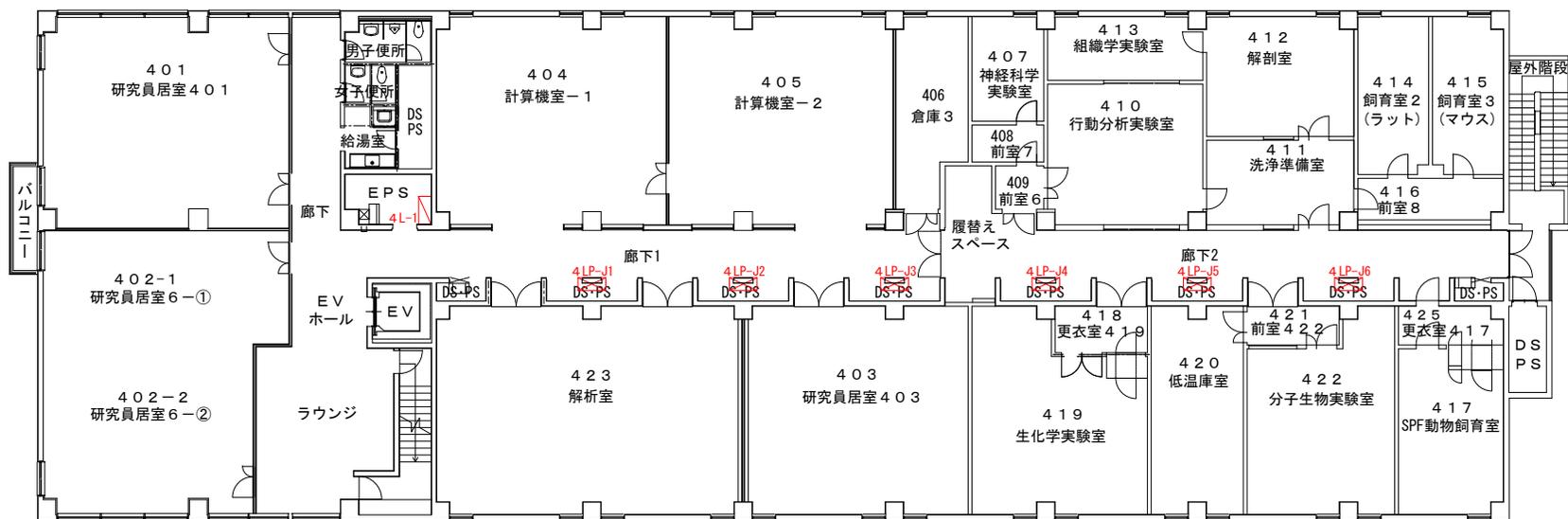
番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
56	実-10	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P24	
57	実-11	動力主幹1	30A	3φ3W	○	P24	
58		電灯主幹1	20A	1φ3W	○	P24	
59		動力主幹2	50A	3φ3W	○	P24	
60		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P24	
61	実-12-1	動力主幹1	50A	3φ3W	○	P25	
62		電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P25	
63		動力主幹2	100A	3φ3W	○	P25	
64		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P25	
65	実-13-1	動力主幹1	50A	3φ3W	○	P25	
66		電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P25	
67		動力主幹2	100A	3φ3W	○	P25	
68		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P25	

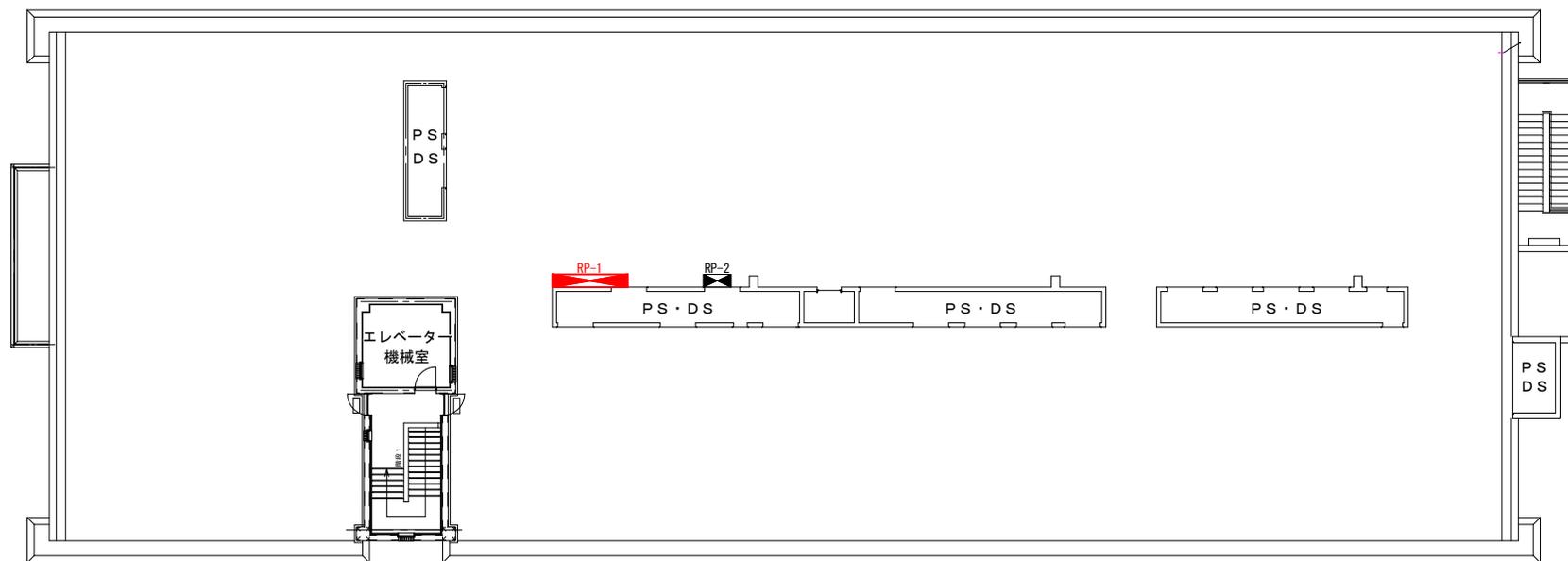
## ④環境リスク研究棟













## ■環境リスク棟 計測点リスト

※構内にある無線LAN接続ができない場所については、有線の手配又はNIES協議の上、別の通信方法を採用すること

番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
1	一般動力盤No.4 (電気室)	冷水チラー1	400A	3φ3W	×	P33,P36	400V
2		冷水チラー2	250A	3φ3W	×	P33,P36	400V
3	1L-1	電灯主幹1	175A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
4		電灯主幹2	100A	1φ3W	○	P31	
5	1L-2	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
6		電灯主幹2	30A	1φ3W	○	P31	
7	2L-1	電灯主幹1	125A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
8		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P32	
9	3L-1	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P33	既設電力量計流用可
10		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P33	
11	4L-1	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P34	既設電力量計流用可
12		電灯主幹2	75A	1φ3W	○	P34	
13	1P-1	PC-1-1冷水ポンプ(冷水系統) No.1	125A	3φ3W	○	P31	
14		PC-1-3冷水ポンプ(冷水系統) No.3	125A	3φ3W	○	P31	
15		PCD-1-1冷却水ポンプ(熱源系統) No.1	175A	3φ3W	○	P31	
16		PCD-1-3冷却水ポンプ(熱源系統) No.3	175A	3φ3W	○	P31	
17	1P-2	AC-1空気調和機	75A	3φ3W	○	P31	
18		AC-2空気調和機	75A	3φ3W	○	P31	
19		FE-0-6排気ファン(1FAC-2系統)	15A	3φ3W	○	P31	
20		FE-0-2排気ファン(1FAC-1系統)	15A	3φ3W	○	P31	
21	3P-1	PH-1-1温水ポンプ(温水系統) No.1	75A	3φ3W	×	P33	
22		PH-1-3温水ポンプ(温水系統) No.3	75A	3φ3W	×	P33	
23		PCD-2-1冷却水ポンプ(海水実験系統)	20A	3φ3W	×	P33	
24		PCD-2-2冷却水ポンプ(海水実験系統)	20A	3φ3W	×	P33	
25		PB-1-1冷水ポンプ(ブライン系統) No.1	40A	3φ3W	×	P33	
26		PB-1-3冷水ポンプ(ブライン系統) No.3	40A	3φ3W	×	P33	

番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
27	3P-1	AC-3空気調和機 (1F魚類・両棲類試験室系統)	50A	3φ3W	×	P33	
28		AC-4空気調和機 (1F甲殻類・水中昆虫試験室系統)	30A	3φ3W	×	P33	
29		AC-5空気調和機 (1F行動解析室系統)	20A	3φ3W	×	P33	
30		AC-6空気調和機 (1F飼育・順化室系統)	30A	3φ3W	×	P33	
31		AC-7空気調和機 (1F器具洗浄室、インビトロ試験室系統)	20A	3φ3W	×	P33	
32		AC-8空気調和機 (1F恒温実験室系統)	50A	3φ3W	×	P33	
33		AC-9空気調和機 (1F飼育室、病理試験室系統)	75A	3φ3W	×	P33	
34		AC-10空気調和機 (2F標準物質合成系統)	30A	3φ3W	×	P33	
35		AC-11空気調和機 (2F土壌実験室系統)	40A	3φ3W	×	P33	
36		AC-12空気調和機 (2F化学実験室系統)	125A	3φ3W	×	P33	
37		AC-15空気調和機 (4F動物実験室系統)	100A	3φ3W	×	P33	
38		AC-16空気調和機RA (4F標本室系統)	20A	3φ3W	×	P33	
39		AC-16空気調和機SA (4F標本室系統)	20A	3φ3W	×	P33	
40		AC-17空気調和機RA (4F情報センター系統)	20A	3φ3W	×	P33	
41		AC-17空気調和機SA (4F情報センター系統)	20A	3φ3W	×	P33	
42		AC-18空気調和機 (非実験系居室系統)	40A	3φ3W	×	P33	
43		FE-C-1排気ファン (2F標準物質合成系統)	15A	3φ3W	×	P33	
44		FE-C-2排気ファン (2F土壌実験室系統)	15A	3φ3W	×	P33	
45		FE-C-4排気ファン (4F標本室系統)	15A	3φ3W	×	P33	
46		FE-H-14排気ファン (4F情報センター系統)	15A	3φ3W	×	P33	
47	RP-1	BBR-1-1空冷式ブラインチラー	225A	3φ3W	×	P35	
48		BBR-1-2空冷式ブラインチラー	225A	3φ3W	×	P35	
49		CT-1-1A冷却塔 (RA-1-1系統)	50A	3φ3W	×	P35	
50		CT-1-2A冷却塔 (RA-1-2系統)	50A	3φ3W	×	P35	
51		CT-1-2B冷却塔 (RA-1-2系統)	50A	3φ3W	×	P35	
52		CT-1-1A冷却塔 (RA-1系) 電気ヒータ	20A	3φ3W	×	P35	
53		CT-1-2A冷却塔 (RA-1系) 電気ヒータ	20A	3φ3W	×	P35	
54		CT-1-2B冷却塔 (RA-1系) 電気ヒータ	20A	3φ3W	×	P35	
55		CT-2冷却塔 (海水実験用系統)	15A	3φ3W	×	P35	

番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
56	RP-1	CT-2冷却塔（海水実験用）電気ヒータ	15A	3φ3W	×	P35	
57		FE-K-1排気ファン（1F恒温実験室系統）	15A	3φ3W	×	P35	
58		FE-K-2排気ファン（1FAC-9系統）	15A	3φ3W	×	P35	
59		FE-T-1排気ファン（1F魚類・両棲類試験室系統）	20A	3φ3W	×	P35	
60		FE-T-2排気ファン（1F甲殻類・水生昆虫試験室系統）	15A	3φ3W	×	P35	
61		FE-T-5排気ファン（1F器具洗浄他室系統9）	15A	3φ3W	×	P35	
62		FE-C-3排気ファン（2FAC-12系統）	20A	3φ3W	×	P35	
63		FE-D-2排気ファン（4F洗浄準備室他系統）	20A	3φ3W	×	P35	
64		1LP-J1	電灯主幹	50A	1φ3W	○	P31
65	1LP-J2	電灯主幹1	200A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
66		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P31	
67		動力主幹	100A	3φ3W	○	P31	
68	1LP-J3	電灯主幹1	100A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
69		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P31	
70	1LP-J4	電灯主幹1	125A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
71		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P31	
72	1LP-J5	電灯主幹	175A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
73	1LP-J6	電灯主幹	225A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
74		動力主幹1	50A	3φ3W	○	P31	
75		動力主幹2	75A	3φ3W	○	P31	
76	1LP-J7	電灯主幹	125A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
77		動力主幹	50A	3φ3W	○	P31	
78	1LP-J8	電灯主幹	150A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
79		動力主幹	100A	3φ3W	○	P31	
80	1LP-J9	電灯主幹	100A	1φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
81		動力主幹	175A	3φ3W	○	P31	
82	大型試験水槽系列監視	動力主幹	175A	3φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
83	小型試験水槽系列監視	動力主幹	100A	3φ3W	○	P31	既設電力量計流用可
84	2LP-J1	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可

番号	盤名	計測点名	ブレーカー	配線方式	無線LAN(※)	図面番号	備考
85	2LP-J1	電灯主幹2	30A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
86	2LP-J2	電灯主幹1	175A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
87		電灯主幹2	30A	1φ3W	○	P32	
88	2LP-J3	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
89		電灯主幹2	150A	1φ3W	○	P32	
90		動力主幹	30A	3φ3W	○	P32	
91		電灯主幹3	20A	1φ3W	○	P32	
92	2LP-J4	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
93		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P32	
94	2LP-J5	電灯主幹1	125A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
95		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P32	
96	2LP-J6	電灯主幹1	150A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
97		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P32	
98		動力主幹	50A	3φ3W	○	P32	
99	EP-2(低温保管庫)	電灯主幹	30A	1φ3W	○	P32	既設電力量計流用可
100		動力主幹	100A	3φ3W	○	P32	
101	4LP-J1	電灯主幹	50A	1φ3W	○	P34	
102	4LP-J2	電灯主幹	50A	1φ3W	○	P34	
103	4LP-J3	電灯主幹	50A	1φ3W	○	P34	
104	4LP-J4	電灯主幹1	125A	1φ3W	○	P34	既設電力量計流用可
105		電灯主幹2	150A	1φ3W	○	P34	
106		電灯主幹3	20A	1φ3W	○	P34	
107		動力主幹	30A	3φ3W	○	P34	
108	4LP-J5	電灯主幹1	225A	1φ3W	○	P34	既設電力量計流用可
109		電灯主幹2	20A	1φ3W	○	P34	
110		動力主幹	50A	3φ3W	○	P34	
111	4LP-J6	電灯主幹1	200A	1φ3W	○	P34	既設電力量計流用可
112		電灯主幹2	50A	1φ3W	○	P34	
113		動力主幹	75A	3φ3W	○	P34	